

会 議 録

1 会議の名称	教育福祉常任委員会
2 日 時	令和 7年12月 9日 (火) 午前 9時30分 開会 午後 1時 9分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (7人)	荻野 貴文 安藤 玄一 今野 康敏
	川添 康大 越水 崇史 大山 学
	米谷 政久
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員 (6人)	理事 (大山 剛)
	こどもみらい部長 (山田 泰生)
	健康づくり担当部長 (宮川 章則)
	保育・幼稚園課長 (佐藤 智一)
	健康づくり課長 (鈴木 めぐみ)
	保育・幼稚園課監査・給付係長 (石津 望)
7 傍 聴 者	あり
8 事 務 局	次長 主事
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 議案第 6 6 号 伊勢原市健康づくり推進条例の制定について  
結 果 可 決

午前 9 時 3 0 分 開会

○委員長【荻野貴文議員】 ただいまから教育福祉常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。会議は、配付してあります次第により進行いたします。

ここで、執行者側から理事に御出席をいただいておりますので、御挨拶をお願いします。

○理事【大山剛】 皆さん、おはようございます。本日は教育福祉常任委員会ということでよろしく願いいたします。

先日の議案審議の中では総括的なお答えしかなかった部分について、本日、2 件の議案を御審議いただきたいと思っております。議案第 6 6 号の伊勢原市健康づくり推進条例、それから、議案第 6 7 号、いわゆる誰でも通園制度の条例の制定についてということで、2 件の御審議のほどよろしく願いいたします。

本日は、今、健康づくりの担当の職員が来ておりますけれども、2 つ目の議案につきましてはこどもみらい部の職員がこちらに参りますので、細部にわたって御質問に御回答させていただきたいと思っておりますので、よろしく御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長【荻野貴文議員】 それでは、「議案第 6 6 号、伊勢原市健康づくり推進条例の制定について」を議題といたします。

本案については、本会議の際、細部にわたって説明がされていますので、直ちに質疑に入ります。なお、発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、発言は簡潔明瞭に、質疑項目が多い場合には 3 項目程度に区切ってお願いいたします。

○委員【越水崇史議員】 議案第 6 6 号、健康づくり推進条例の制定について、質疑を 3 つほど伺います。

今回の本条例は理念条例ということで説明を受けています。今後、条例に規定されている基本理念を周知されると思うんですが、条例制定によって市民などどのような効果が及ぶと考えているんでしょうか。これが 1 つ目で。

昨年 1 2 月の定例会の一般質問で、健康経営について、市内にも健康経営優良法人の認定を受けている事業所があるということを御答弁いただきました。その際にも健康経営の認定などは事業者のモチベーションを向上させる方法だというようなことを意見したわけです。今回の条例で事業者の役割というのが求められていますが、市としては、事業者のモチベーションを上げるために何ができるのか、伺います。

最後、第 1 0 条のところ、心身の健康づくり推進のための施策として生活習慣

病の重症化予防がありますが、病気の予防だけでなく、重症化予防も大切だと身をもって感じています。例えばどのような生活習慣病に対し、重症化予防を実施するのでしょうか。

以上、3つお願いします。

○健康づくり課長【鈴木めぐみ】 では、順にお答えさせていただきます。

まず1つ目、条例制定により市民などにどのような効力が及ぶのかについてですが、本市の健康づくりに対する前向きな姿勢が市民にも関係団体にも示され、より健康施策を協働して展開していく基盤を整えていけると考えております。また、市民の主体的な健康意識の向上を期待しておりますが、まずは行政だけで対応し切れない多様な健康課題に対し、地域社会全体で連携協働していく土台が得られると考えております。

2つ目、市として事業者のモチベーションを上げるために何ができるのかについてですが、事業者が従業員の健康管理に取り組む際の市の支援として、出前健康測定会、健康相談としまして、事業者に市の保健師、看護師、管理栄養士等が訪問し、事業者それぞれの要望に合わせ、体組成測定や骨量測定を実施したり、食生活や運動などに関して指導を無料で行っていますので、健康づくりに取り組むきっかけとしていただければと考えております。

また、健康経営等の認定などについてですが、地域・職域ネットワークという名称で伊勢原市が秦野市、平塚保健福祉事務所秦野センター、東海大学と共同し、事業者が年5回程度集まる機会を設定し、健康経営の推進を進めており、そこでは難易度の高い健康経営の認定ではなく、健康企業宣言を行える事業者を増やせるよう検討しているところです。

3つ目、どのような生活習慣病に対し重症化予防を実施しているのかについてですが、本市では、糖尿病性腎症予防教室などを実施しております。この教室は、糖尿病から腎症を発症し透析治療が必要になることを防ぐことなどを目的としておりまして、健診結果の空腹時血糖やヘモグロビンA1cなどの値から対象者を抽出し、教室を御案内し、実施をしております。

以上になります。（「ありがとうございました。了解」の声あり）

○委員【米谷政久議員】 それでは、私からも議案第66号について質疑をさせていただきます。何点かありますが、1点ずつお聞きします。まず、本条例案が制定されたことにより、市としてどのような健康増進効果を期待されているのか。また、現行の健康施策では対応し切れていない、特に重視している市民の健康課題や喫緊の必要性について伺います。まず1点お願いします。

○健康づくり課長【鈴木めぐみ】 先ほどの答弁と重なる部分もあるのですが、お答えをさせていただきます。まず、健康増進効果を期待しているのかについてですが、本市の健康づくりに対する前向きな姿勢が市民にも関係団体にも示され、より健康施策を協働して展開していく基盤を整えていけると考えております。市民の主体的な健康意識の向上を期待しておりますが、まずは行政だけでは対応し切れない多様な健康課題に対し地域社会全体で連携協働していく土台を得られる

と考えております。

次に、現行対応し切れていない、特に重視している市民の健康課題や喫緊の必要性についてですが、本市でも健診受診率の低迷や医療費の増加などは課題であります。具体的な健康課題としては、健診結果や市民意識調査から、中高年男性の肥満や若い女性の痩せを課題とも認識しております。どちらも食育の面からも支援を検討していますが、特に中高年男性の肥満については、健康無関心層という問題からも事業者との協働に力を入れていきたいと考えております。

以上です。

○委員【米谷政久議員】 ありがとうございます。それでは、次に、条例が制定されても、実際に市民が健康づくりに取り組むには具体的な動機づけが必要と考えます。本条例に基づき、市は、市民に対しどのように具体的な働きかけをする考えなのか、伺います。

○健康づくり課長【鈴木めぐみ】 条例制定によってどのような働きかけをするかについてですが、本条例の制定をお認めいただきましたら、準備が整い次第、広報いせはらやホームページでの掲載、くらし安心メールや伊勢原市公式LINEでの配信を行います。また、条例についてのリーフレットなどを作成し、各公共施設などへの配架、集団健診での配布も行います。このリーフレットでは、伊勢原市ホームページで公開している食育情報やいきいき100歳体操の動画などの情報を載せるなど、健康づくりに有益な伊勢原市の情報をお知らせしたいと考えております。さらに、各種関係団体が集まれる機会には、リーフレットなどの配布と併せ、説明の時間をいただければと考えております。これらにより行動変容を大きく促すことは難しいとは思いますが、少しずつでも健康的な生活を送れる市民を増やせるよう地道な活動を続けていきたいと考えております。

以上です。

○委員【米谷政久議員】 ありがとうございます。それでは、次、また1点お聞きします。条例には、事業者や医療関係団体の連携が盛り込まれていますが、具体的にどのような組織や団体との連携を想定されているのか、伺います。

○健康づくり課長【鈴木めぐみ】 事業者や医療関係団体がどのような団体を想定しているのかについてですが、事業者とは、条例で市内において事業活動を行うと定義していますので、株式会社や有限会社、商工会などを想定しております。保健医療関係者は、保健医療に関する専門的な知見を有し、市民に対して健康づくりのために必要な保健医療サービスを提供するものと定義していますので、病院、診療所、薬局、保健福祉事務所などを想定しております。

以上です。

○委員【米谷政久議員】 それでは、最後に、条例の実効性を担保する評価指標と検証体制についてお聞きします。条例が理念に終わらず、実効性のあるものとなるためには、具体的な目標設定とその達成状況を客観的に評価する指標、そして、持続的な検証体制が不可欠です。本条例における主要な評価指標として何を想定されており、どのように検証を行うのか、伺います。

○健康づくり課長【鈴木めぐみ】 想定している主要な評価指標についてですが、具体的な施策の進行管理や成果評価は健康いせはら21計画にて実施してまいります。この計画は、市民の健康寿命延伸を目指し、5年間の計画期間で推進しております。評価指標の設定は、この健康いせはら21計画策定委員会にて検討してまいります。その検証は市民意識調査等の実施後、健康いせはら21計画策定委員会にて実施いたします。また、計画策定に関してはパブリックコメントを実施し、策定時には、今後もホームページで現状と目標等を公表してまいります。

以上になります。（「了解」の声あり）

○委員【川添康大議員】 それでは、私からも何点か質疑させていただきます。まず、前文で医療費の増加、疾病予防の必要性、地域全体での健康づくりの機運醸成が挙げられています。しかし、条例本文には数値目標や期限、推進計画の策定期間などの具体的な実効性の担保が明記されていません。市としてこの条例が理念条例で終わらず、実際の施策につながるような実効性を担保するのかについて。

2点目に、第4条に、市は施策を総合的かつ計画的に実施とありますが、これは既存の計画を指すのか、それとも新たに条例に基づく計画を策定するのか。

3点目に、第5条の市民の責務としての健康診査の受診、がん検診等の受診が示されています。これらの受診率向上のためには、経済的、時間的な負担軽減策が不可欠と考えますが、市としてこれまでの取組に加え、強化策を検討しているのか、まず3点伺います。

○健康づくり課長【鈴木めぐみ】 実際の施策につながるようなように実効性を担保するかについてですが、現在、本市では健康いせはら21第4期計画を策定しており、計画内では、具体的な数値目標と達成期限を明記し、施策の方向性を示しております。各施策を推進し、進捗状況を定期的に評価することで条例の実効性を担保してまいります。

2点目、新たに条例に基づく計画を策定するのかについてですが、既存の計画に沿って施策を総合的かつ計画的に実施していくことを目指しております。今後も健康づくりを実施していくための中心となる計画は健康いせはら21計画となります。

3点目、がん検診等の受診率向上のための経済的、時間的な負担軽減策についてです。これまで負担軽減策として、経済面では、市民税非課税世帯の方等の自己負担金の免除などを、時間の面での負担軽減は5がん検診の実施や、いきいき健診と一部がん検診の同時受診などを行ってきました。これら2点の課題については、現時点では、具体的な強化策を検討できておりません。しかし、まずは働く世代について、特に社会保険加入者のがん検診の受診状況について把握が必要と考えており、協会けんぽとの協働ができないか、模索しております。

以上になります。

○委員【川添康大議員】 では、続いて3点、質疑します。

まず、市民の責務について明記をされていますが、明記されている以上、市としてもそれに見合う支援の拡充が必要と考えますが、その認識について。

次に、先ほども言いましたが、市内に小規模事業者も多く、健康づくりに取り組む余力がない場合もあると考えますが、市として具体的な支援制度を設ける考えがあるのかについて。

あと、第2条で、教育機関も健康づくり関連機関として定義されていますが、条例本文では、子どもの健康の観点が弱いと感じられますが、この点、補強、また、保障するものがあるのか。また、成長段階に応じた健康施策の位置づけを明確化する考えがあるのかについて伺います。

○健康づくり課長【鈴木めぐみ】 市民の責務についてですが、本条例では、市の責務と市民の役割を明記しております。市は、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を負うと定めています。一方、第5条では、市民は自らの健康状態に応じた取組や、定期的な健康診査の受診等に努めることを役割として定めております。今後は、特に健康に関心が高くない方が関心を持ち、現行の事業を利用いただけるように事業所等と協働していきたいと考えております。

2点目、小規模事業者への支援についてですが、先ほど答弁いたしました出前健康測定会の健康相談では、これまで骨量測定器や体組成計を持って訪問し、4名の従業員の方の測定をする機会もありました。市としては、このような小規模事業所への訪問を大規模事業所よりも優先したいと考えております。

3点目、子どもの健康についてですが、特に今年度が計画の初年度である伊勢原市こども計画がその補完の中心となると考えております。それぞれの対象年齢や分野に特化しながらも、連携し合うことで子どもの成長段階に応じた切れ目のない健康支援をしております。例えば母子保健法で乳幼児期の基盤を築き、学校保健安全法で学齢期の健康を支え、児童福祉法で特別な支援を必要とする子どもを保護し、健康増進法で生涯にわたる健康づくりを推進するといった関係性です。また、成長段階に応じた健康施策の位置づけの明確化については、次期健康いせはら21計画の策定時に改めて明確にすることを考えております。

以上になります。

○委員【川添康大議員】 続いて、3点伺います。

前文及び第2条で心身の健康が記されていますが、条例全体としてメンタルヘルスに関する具体策が少ない印象です。市としてこれらの課題に条例を根拠としてどのように取り組むのか。

2点目に、前文では医療費増加への対応が課題として示されていますが、病気の早期発見、予防のためには、医療機関との連携が鍵となると考えます。市として医療機関との情報共有や協働のキャンペーン、健診データの活用などの取組を強化していくのかについて。

3点目、条例を制定しても市民が知らなければ効果は限られると考えます。市はどのように条例の周知を図り、市民の主体的参加を促すのか。また、若い世代

や働く世代に届く方法も検討しているのかについて伺います。

○健康づくり課長【鈴木めぐみ】 1点目、メンタルヘルスについてですが、現状では、心の健康に関する事業は障がい福祉課が主管である、心に不調を抱えている人や自殺に傾く人の危険なサインに気づき適切に対応することを学ぶ心のサポーター、ゲートキーパーの養成研修などがあります。市からは、見えにくい働く世代の人の休養及び心の健康について、その対策が重要と考えております。このような点について、先ほど申しました地域・職域ネットワーク、秦野・伊勢原の働く人の健康と安全を考える会として、秦野市、平塚保健福祉事務所秦野センター、東海大学とともに、秦野市、伊勢原市、両市の事業所の安全衛生の担当者や医療機関などに参加を呼びかけ、年5回程度、心の健康を含めた健康づくりの課題などを共有し、施策を検討、実施しており、さらに強化してまいります。

2点目、医療費増加に関して各種取組を強化していくのかについてですが、市の健診データを活用して重症化予防に関する教室を、先ほども申しましたが、行っております。また、相談会等も既に実施しているところですが、医療機関と保健のさらなる連携の強化を目指して、市が把握している健診データなどを基に、こちらは国保によるKDBシステムなどを活用し、地域の健康状況を確認するとともに、健診受診率向上や生活習慣病予防、重症化予防等の課題に対し、医療機関と共有、連携し、共に対策を進めてまいります。

3点目、条例を制定しても市民が知らなければについてですが、本条例の制定をお認めいただきましたら、準備が整い次第、先ほども申しました広報いせはらやホームページでの掲載、くらし安心メール、伊勢原市公式LINEでの配信等を行います。また、条例についてのリーフレットなどを作成し、各公共施設などへの配架、乳幼児健診を含めた集団検診での配布等を行います。さらに、各種関係団体の方が集まれる機会にはリーフレットなどの配布と併せ、説明の時間をいただければと考えております。また、働く世代にということで、先ほど申しました地域・職域ネットワークでも、事業者の皆様にも周知し、従業員の皆様にも広報いただければとお願いしたいと考えております。

以上です。

○委員【川添康大議員】 さらに3点伺います。

心身の健康づくりに関する施策について伺います。第10条では、心身の健康として、栄養、身体活動、休養、生活習慣病予防など多くの要素が並列して扱われています。一方で、市民ニーズとしては、子育て世代のメンタル不調、若者の心の健康、高齢者の孤立、フレイル予防など、心の健康に関する課題が急増しています。市として、心の健康づくりをどのように重点施策として位置づけるのか。

2点目に、これと関連して、若年層、とりわけ中高生や若者のメンタルヘルス悪化は全国的課題となっています。第10条の(3)に、心の健康の保持増進が挙げられていますが、SNS相談、オンライン支援、学校との連携など具体策をどう拡充していくのか。

3点目に、同じく関連して、生活習慣病の重症化予防が記載されていますが、

市として40代から50代の働き盛り世代の受診率向上と企業や事業所との協働、医療健診データの活用など新たな取組を検討しているのか。3点伺います。

○健康づくり課長【鈴木めぐみ】 1点目、心の健康の課題が急増していることについてですが、各部署での窓口や電話の相談などから、心の健康に関する市民ニーズが急速に高まっていることを認識しております。このため、各部署では、直接、心の健康を主たるテーマとしていない事業でも対応する職員が心の健康に配慮した上で対応しております。また、自殺対策計画推進委員会として、庁内職員のほか、労働基準監督署や児童相談所等の方にも参加いただき、市民の心の健康を包括的に考えております。今後、健康いせはら21計画などで心の健康づくりを重点施策とするのかは、令和8年度の間中評価の中でも外部委員の皆様にも御意見をいただきたいと考えております。

2点目、若者のメンタルヘルスについてですが、中高生、若者のメンタルヘルスについては、こども若者支援課でおおむね30歳までの青少年を対象にした電話、メール、面談による相談事業を行っております。相談を受ける中で、専門的な支援が必要と考えられる場合には、庁内関係部署や保健福祉事務所等の関係専門機関につなぐこととしています。また、ひきこもり状態にある青少年を対象にした居場所づくり事業、アオハルルームを実施しており、その中で精神保健の対応が必要であれば各部署につないでおります。このほか、おおむね30歳までの青少年の保護者を対象とした相談事業や居場所づくり事業も行っております。今後も状況を把握しながら、よりよい支援方法がないか、検討を続けてまいります。

3点目、働く世代の受診率向上等についてですが、健康問題が増え始める40から50歳代の働き盛り世代の健診受診率向上については、引き続き、市内事業所等へアプローチをしたり、広報などの媒体を活用し、健診を受けることの重要性について普及してまいりたいと考えております。市内事業所等へは、出前健康測定会や健康教育の利用を引き続き進め、その中で、生活習慣病予防や重症化予防について協働し普及してまいります。市の医療健診データを活用して重症化予防に関する取組としては、先ほど申しました糖尿病性腎症重症化予防事業等を実施しておりますが、多忙な働き世代に向けては、既に実施している健康アプリに関する事業などを新たな事業所に普及するなど進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員【川添康大議員】 では、続いて、歯と口腔の健康、第11条に関する施策について、2点質疑いたします。

第11条では、オーラルフレイルが位置づけられていますが、これは高齢者の介護予防に大きく関わる重要課題と考えます。市として口腔機能の低下の早期発見、歯科健診の拡充、地域包括支援センターとの連携など、どのように強化をしていくのか。

2点目に、妊産婦や子どもへの口腔ケア支援、乳幼児、妊産婦に対する口腔保健指導の推進が記載されていますが、妊婦歯科健診の拡充、ゼロから2歳児の虫歯予防支援、学校歯科保健との連携など、成長段階ごとの強化策を検討している

のか、2点伺います。

○健康づくり課長【鈴木めぐみ】　　まず第11条にオーラルフレイルが位置づけられたことについてですが、高齢者の介護予防における口腔機能の重要性を認識しているためであります。現在、後期高齢者の健康診査の間診票でそしゃくや嚥下の質問をし、口腔機能低下の早期発見につなげております。また、高齢者の歯科健診の拡充は予定しておりませんが、地域包括支援センターの介護予防事業やミニサロン事業などで、歯科衛生士によるオーラルフレイル予防の講座や個別の相談などについて今後も積極的に実施してまいります。現在、神奈川県でオーラルフレイル健康推進員を養成しており、この養成に関して、今後も市民の参加を募るなどの協力をしていきます。これによりオーラルフレイルについて知り、さらにそれを地域に広めていける人材を増やしていきたいと考えております。

2点目、乳幼児、子どもの歯科に関してですが、現在、ゼロから2歳の虫歯予防では、幼児の歯科健診や乳児の歯科相談、2歳の歯科健診では希望者にフッ素塗布を行い、特にすくすく健康相談事業では、歯科相談は年40回実施しており、乳児期から口腔ケアや虫歯予防について情報提供し、相談しやすい体制をつくっております。また、虫歯のリスクの高いお子さんについては、平塚保健福祉事務所秦野センターの重度う蝕ハイリスク幼児予防対策事業につなげております。学校歯科保健との連携については、現時点では特にありませんが、妊婦歯科健診については、歯科医師会の協力により、来年度から全ての妊婦の方が自己負担なく受けていただけるよう準備をしているところです。

以上になります。

○委員【川添康大議員】　　では、さらに2点伺います。

まず、健康計画施策、第12条について1点伺います。健康計画の実効性を高めるためには、健診受診率、がん検診率、フレイル予防指標、若者のメンタル支援利用率などのKPI設定が欠かせないと考えますが、市は数値目標や期限をどのように設定する考えなのか。

2点目に、教育機関との連携について1点伺います。教育機関には食育等の健康教育の仕組みがありますが、メンタルヘルス教育や性教育、運動習慣の定着など、現状十分と言えない部分もあると考えます。条例を根拠に学校教育にどのような強化を求めるのかについて伺います。

○健康づくり課長【鈴木めぐみ】　　1点目、健康計画の実効性を高めるためにについてですが、本市の健康計画は、市民の健康寿命延伸を目指し、5年間の計画期間で推進しております。現行計画においては、健診受診率とがん検診受診率を重要な指標として設定し、数値目標を定めて取り組んでおります。これらの指標は、市民の健康状態を把握し、疾病の早期発見、早期治療につながるものと考えております。フレイル予防指標や若者のメンタル支援利用率については、現行計画にも数値目標として盛り込まれておりません。次期計画策定において御指摘いただいたフレイル予防指標、若者のメンタル支援利用率など、新たなKPI設定について策定委員会で詳細に検討してまいります。

2点目、教育機関における健康教育についてですが、教育機関における健康教育は、児童生徒の健やかな成長にとって不可欠であると認識しております。食育については、長年の協力体制の下、定例的に実施されており、一定の成果を上げております。しかし、メンタルヘルス教育や性教育、運動習慣の定着など、学校の授業時間の制約もあり、十分な実施に至っていない現状かと思われまます。今後、条例に基づき、例えば東海大学病院によるがん教育など、外部資源の活用を含めた効果的な実施方法を検討してまいります。市として必要と考える健康教育の推進により一層注力してまいります。

以上です。

○委員【川添康大議員】 　では、財政上の措置の第13条に関して、3点伺います。

第13条は、必要な財政上の措置を講ずるよう努めると努力義務にとどまっています。しかし、健康づくり施策の実効性を担保するには、健診、がん検診の負担軽減、メンタルヘルスの支援拡充、乳幼児期から高齢者までの予防事業強化など、継続的な財政投入が不可欠と考えます。市として、この努力義務を実際の予算配分につなげるためにどのような財政方針を持っているのか、伺います。

2点目に、条例に基づき行う施策が十分な予算措置の下で行われているかを確認する仕組みがありません。市として健康づくり関連予算の増減、年度ごとの成果、支出の見える化、健康計画との連動など、財政面の透明性をどのように担保するのか、伺います。

3点目に、市は、今後、高齢化や社会保障費の増大などで財政が一層厳しくなると考えられます。その中で、健康づくり施策は医療費抑制にもつながる投資としての効果も期待されます。市として、健康づくり施策をどの程度優先度の高い予算項目として位置づけるのか、考えを伺います。

○健康づくり課長【鈴木めぐみ】 　順次お答えいたします。1点目、財政上の方針についてですが、本市では、健康づくり推進条例に基づき、市民の皆様の健康増進に資する様々な施策を今後も推進してまいります。しかし、少子高齢化の進展や社会保障費の増加など、本市を取り巻く財政状況は依然としてかなり厳しい状況にあります。健康づくり施策の重要性は認識しつつも、限られた財源の中で市民サービスの維持向上を図るため、各事業の優先順位を慎重に判断する必要があるのが現状です。今後は、より一層、費用対効果の高い施策を検討してまいります。また、多様な主体が健康づくりに関わることで、財政負担の軽減を図りつつ、施策の拡充を目指します。健康寿命の延伸は重要な課題であり、引き続き総合的な視点で取り組んでまいります。

2点目、財政面の透明性の担保等についてですが、本市では、健康づくり関連施策の財政面の透明性確保について重要な課題と認識しております。決算時には各事業の支出状況が公開されております。しかし、健康づくりに特化した予算の増減や、個別の施策と成果の直接的な関連を示すための明確な仕組みなどはまだ十分とは言えません。これまでも決算時には、健康づくり関連施策を含む全ての

事業について、その達成状況や支出実績の評価を行ってまいりました。この評価プロセスにおいて、費用対効果の観点も踏まえ、事業の継続性や見直しを検討しております。また、市民の皆様への情報公開として決算資料や各種計画を市ホームページ等で公開し、透明性の確保に努めております。

3点目、厳しい財政状況が予測される中で、優先度の高い予算項目として位置づけるのかについてですが、本市では、高齢化の進展と社会保障費の増大に伴い、厳しい財政状況が予想されております。このような状況において、健康づくり施策は市民の皆様の健康寿命の延伸に貢献するだけでなく、将来的な医療費抑制にもつながる重要な投資であると認識しております。市長の施政方針においても健康づくりは6つの柱の一つとして挙げており、その重要性は明確に位置づけられています。現状といたしましては、各健康づくり施策の予算配分においては、市長ヒアリング等の機会を通じて、施策の具体的な内容や市民への効果を明確に提示し、必要な予算が確保できるよう、庁内関係部署と調整を行ってまいります。今後も、健康づくり施策を市政の重要課題と位置づけ、費用対効果を意識した効率的な施策展開を図り、市民の健康増進につながるよう、引き続き必要な財源確保に努めてまいります。未来の医療費抑制という投資的な側面も考慮し、財政担当部局と連携しながら、積極的に取り組んでまいります。

以上です。

○委員【川添康大議員】 最後、1点伺います。条例制定後の実施体制に関する質疑を1点します。健康づくりは保健福祉部だけではなくて、教育、産業、都市整備など多岐にわたる分野が関わると考えますが、条例施行に伴い、庁内横断的な推進体制を整備する考えがあるのかについて伺います。

○健康づくり課長【鈴木めぐみ】 健康づくりは市民生活のあらゆる側面に密接に関わっており、保健福祉部のみならず、教育、産業、都市整備といった多岐にわたる分野との連携が不可欠であると認識しております。現行体制では、各部署がそれぞれの専門性を生かし、健康づくりに関連する施策を推進しております。第6次総合計画では、重点的に取り組む施策を分野横断的に整理し、未来を見据えたいせはら元気創生戦略として位置づけ、全庁一丸となって総合的に推進することとしており、一体的な推進や事務の効率化などの観点から、施策に設定する成果指標を活用して進行管理を行っております。毎年度行っている総合計画、実施計画のローリングに合わせ、事務の見直し、改善を図り、効率的で効果的な手法により取り組んでいくものとしております。

以上です。

○委員【今野康敏議員】 「議案第66号、伊勢原市健康づくり推進条例の制定について」、質疑させていただきます。高齢化の進行や生活習慣病の増加、運動習慣の不足、ストレスやメンタルヘルスの課題など、住民の健康を取り巻く環境は一層複雑化しております。医療費の適正化や、介護予防の観点からも、個人任せでなく、市として総合的に健康づくりを推進する仕組みが求められると強く考えております。

そこで、1点目として、本条例の柱となる理念や役割分担について質疑いたします。条例案では、市民自らの主体的な健康づくりの推進、市の環境整備、事業者の取組支援などが示されていますが、これらが実効性あるものとなることが重要と考えます。

そこで2点お伺いいたします。条例における市民の責務と市の責務はどのように整理されているのか、重複や曖昧さがないよう配慮されているのか、お伺いいたします。

2点目に、事業者や地域団体との連携をどのように強化していくのか、具体的な施策や仕組みがあるのか、お伺いいたします。

○健康づくり課長【鈴木めぐみ】 1点目、市の責務等についてですが、本条例では、市の責務と市民の役割についてを明記しております。市は、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を負うと定めております。一方、市民は、自らの健康状態に応じた取組や定期的な健康診査の受診等に努めることを役割と定めています。市の責務と市民の役割は、それぞれ異なる概念として整理しています。市の責務は施策の推進という公的義務であり、市民の役割は個人の努力義務として位置づけられています。市民の役割は強制するものではなく、自らの意思に基づく健康づくりへの協力をお願いするものです。今後も市は健康づくりの施策を継続的に推進していくとともに、市民の皆様には本条例の趣旨を御理解いただき、自らの健康づくりに積極的に取り組んでいただけるよう、様々な機会を通じて情報提供や啓発活動を行い、市民の皆様の御協力をお願いしてまいります。

2点目、事業者や地域団体との連携についてですが、事業者については、先ほどのほかの議員にも答弁した内容と重なるところがありますが、従業員などの健康を支援することを目的に、地域・職域ネットワークという伊勢原市、秦野市、平塚保健福祉事務所秦野センター、東海大学と共同し、事業者等が集まる機会を設定し、健康経営の推進を進めております。その活動のほか、事業者が従業員の健康管理に取り組む際の市の支援として、出前健康測定会、健康相談等として事業所に市の保健師、看護師、管理栄養士等が訪問し、それぞれの要望に合わせ、体組成測定や骨量測定を実施したり、食生活や運動に関する指導を無料で行っております。ホームページや商工会、工業団地協同組合などの協力を得て、市内の事業所へ案内をしておりますが、実施希望の事業所は非常に少ない状況で、本条例により、さらに案内等してまいります。地域団体については、そのメンバーが集まる場を市が設定し、具体的な活動内容の相談に応じるなどの支援を行っております。より地域に根差した効果的な活動を目指し、講座の開催や育成支援の継続等により、地域団体の支援を行っております。団体が、条例に基づき、役割が示されることで、機運の醸成につないでいければと考えております。

以上になります。

○委員【今野康敏議員】 この条例を形式だけで終わらせないためには実効性の検証が不可欠だと考えます。本市の健康指標の改善状況や事業効果をはかる仕

組みをどれだけ具体的に織り込むかが重要と考えます。先ほど他の委員から、この進行管理とか成果評価、どのように行うかということと、その公開方法等について質疑がありましたので、私からはP D C Aサイクルをどのように確立し、毎年度の見直しにつなげるのか、市の方針についてお伺いいたします。

○健康づくり課長【鈴木めぐみ】 本市では、健康計画の実効性を高めるため、計画全体の評価を中間評価と最終評価として実施しております。また、個々の健康事業については、その効果を客観的にはかるため、評価を行っております。これにより事業の進捗状況と効果を継続的に把握するよう努めております。各健康づくり事業において結果に基づく実施方法の見直しを行っております。例えば検診受診率向上を目指す事業では、改善等を適宜行っております。このP D C Aサイクルを通じて事業の最適化に努めているところです。今後も個々の事業におけるアウトプット・アウトカム評価を継続的に実施し、毎年度の事業見直しにつなげてまいります。これにより計画全体の実効性を高め、健康指標の改善を着実に進めてまいります。また、中間評価や最終評価の結果も踏まえ、P D C Aサイクルをより強固なものとし、市民の健康増進に貢献してまいります。

以上です。

○委員【今野康敏議員】 この健康づくり推進条例は、より多くの市民が理解し、より多くの市民が参加して初めて効果を保つものと考えます。

最後に、市民が健康づくりに気軽に参加できる仕組みや意識向上を図る取組の充実策についてお伺いいたします。

○健康づくり課長【鈴木めぐみ】 本市では、市民の健康寿命延伸に向けた取組を推進しています。特に、健康づくりに気軽に参加できる仕組みとしては、未病センターであるクルリン健康測定コーナーの利用促進を目指しています。しかし、健康に関心の薄い方の利用を促すことは難しいと考えており、このため、月に1回、移動未病センターとして本庁舎玄関で開催し、来庁された健康に関心が薄い方を含めた市民の方々が健康づくりを始めるきっかけとなることを期待しております。また、働く世代の方々は、改めて時間をつくる必要なく健康づくりを進められるよう、事業者の皆様の御協力を得たいと考えております。つきましては、本条例を事業者の皆様がお集まりになる機会に周知し、出前健康測定会などの事業につなげていきたいと考えております。

以上です。

○委員【安藤玄一議員】 議案第66号について質疑いたします。第9条において食育等の定義と民間事業者の学校への介入について伺います。「食育等の健康教育を通じて」とありますが、この「等」には具体的に何が含まれるのでしょうか。理念条例であるため、具体名の記載がないことは理解しますが、解釈が拡大され、第7条の事業者の役割と結びつくことで、民間の営利企業が健康教育の名目で学校現場に入り込み、特定の商品やサービスの宣伝、営業活動を行う懸念があります。学校という教育の場が企業の営利活動に利用されないよう、市としてどのように歯止めをかけるのか、そのガイドラインや制限について、まず伺い

ます。

○健康づくり課長【鈴木めぐみ】 「食育等」の「等」には多くのことを含んでおります。例えば、小学校の学習指導要領に定められている保健教育から、薬物乱用防止教育やがん教育など、比較的新しい施策なども含まれております。本課で持つ学校現場についての情報は不十分ですが、本条例を根拠に民間の営利企業が学校現場に入ることを懸念しておりません。しかし、そのような事態が確認された場合には、事実関係を確認し、適切な対応を講じていきたいと考えております。

以上です。

○委員【安藤玄一議員】 同じく第9条について質疑いたします。いわゆるフッ素洗口、またの名はフッ化物洗口の実施は含まれるという解釈でしょうか。このフッ素洗口は薬剤を口に含ませる行為であり、広義の医療行為や医薬品の使用に該当すると考えられます。本来、教育機関は教育を行う場であり、医療的な措置を日常的に行わせることは、ただでさえ多忙な教職員に対して過度な責任と精神的負担を強いることとなります。現場の先生方からも不安の声が上がっていますが、条例制定を機に、学校でのフッ素洗口を推進、強制する意図があるか、伺います。

○健康づくり課長【鈴木めぐみ】 学校の先生方の多忙さは私たちも承知しておるところです。本条例は、学校でのフッ化物洗口事業を推進することを意図して制定するものではありません。

以上です。

○委員【安藤玄一議員】 仮に、今の件ですが、健康づくりの一環としてフッ素洗口が検討される場合、安全性の懸念がある。フッ素は飲み込んではいけないものですが、低学年の児童や障がいのある児童など、確実にぶくぶくうがいをし、吐き出すことが難しいケースも想定されます。誤飲のリスクや身体への長期的影響を不安視する保護者も少なくありません。条例で健康づくりをうたうのであれば、こうした安全性に疑義のある行為を一律に学校現場に持ち込むべきではないと考えますが、市としての安全管理に対する認識と、拒否する権利の保障について伺います。

○健康づくり課長【鈴木めぐみ】 先ほど答弁いたしましたように、本条例は、学校でのフッ化物洗口事業を推進することを意図して制定するものではありません。また、健康づくり事業を実施する際には、実施の場所、方法など十分に安全に考慮いたしており、フッ化物洗口事業に限ったことではありません。

以上になります。

○委員長【荻野貴文議員】 ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めて質疑を終結します。

それでは、本案についての意見等をお願いいたします。

○委員【米谷政久議員】 それでは、「議案第66号、伊勢原市健康づくり推進条例の制定について」、意見を述べます。

本条例は、市民一人一人が心身ともに健康で、生き生きと暮らし、地域社会において活力ある生活を送ることができるよう、健康づくりの推進に関する基本理念を定め、市の責務、市民及び関係機関の役割を明らかにするとともに、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものであり、その重要性を高く評価いたします。

近年、急速な少子高齢化の進展に伴う要介護者の増加や生活習慣病の増加に伴う医療費の増加、そして、新型コロナウイルス感染症の経験は、私たちに健康の重要性を改めて認識させました。もはや個人の努力のみでは限界があり、地域社会全体で健康を支え、育む仕組みの必要性を強く感じています。

本条例が目指すものは、市民の皆様が、乳幼児期から高齢期まで全てのライフステージにおいて、自ら積極的に健康づくりに取り組めるよう支援する体制の構築です。食生活の改善、適度な運動の促進、心の健康の維持、そして、歯と口腔の健康づくりの推進、これら多岐にわたる側面から、市民の健康寿命の延伸を図ることは、個人の幸福感につながるだけでなく、ひいては医療費の適正化や地域社会の活性化にもつながるものです。この条例を制定することは、健康を個人の問題として捉えるのではなく、社会全体で取り組むべき共通の課題と位置づけ、市全体で健康づくりに積極的に取り組む姿勢を内外に示すものです。

本条例は、今後の市が進める健康づくり施策の指針となり、その基本理念や方向性を明確にするものです。本条例が制定されることで、市民の健康増進に向けた取組が一層加速し、市民が自分らしく生涯にわたり心豊かに暮らすことにつながることを確信し、強い期待を込めて、本条例案への賛成意見といたします。

以上です。

○委員【川添康大議員】 議案第66号について、賛成の立場から意見をいたします。

本条例は、市民の健康づくりを市政の重要課題として明確に位置づけ、市、市民、事業者、医療機関、教育機関などが協働して取り組む基盤を整備するものです。医療費の増加や疾病予防の必要性が高まる中、地域全体で健康づくりの機運を醸成する本条例の制定は時宜を得たものと評価いたします。

評価できる点については、第1に、乳幼児期から高齢期まで、ライフステージを通じた一貫した健康支援の視点が盛り込まれている点です。第10条では、心身の健康づくりとして、栄養、身体活動、休養、生活習慣病予防など、多面的な施策が示され、第11条では、歯と口腔の健康、特にオーラルフレイル予防が明記されています。これらは今後の超高齢化社会における介護予防にも直結する重要な取組と考えます。

第2に、第12条において健康計画の策定が義務づけられ、5年ごとの評価が明記されている点です。計画に基づくPDCAサイクルを回すことで施策の実効性が担保されると考えます。今後、健診受診率やがん検診率、フレイル予防指標など具体的なKPI設定により、成果の見える化を期待します。

第3に、保健医療関係者や教育機関との連携が明文化されている点です。第8

条では医療機関の役割、第9条では教育機関の責務が定められており、健診データの共有や学校における健康教育の推進など多機関連携による効果的な健康づくりが可能と考えます。

もちろん本条例の実効性を高めるためには幾つかの課題に対応する必要があります。まず、市民の健診、がん検診の受診率向上に向け、経済的、時間的負担の軽減策を強化することが求められます。第5条では市民の責務が示されている以上、市としても受診しやすい環境整備に一層注力すべきです。

また、若年層のメンタルヘルス悪化は全国的な課題で、第10条に心の健康の保持増進が位置づけられていますが、SNS相談やオンライン支援、学校との連携など、若者に届く具体施策の拡充を期待します。

さらに、第7条で事業者の役割が定められていますが、市内の中小企業が健康づくりに取り組めるよう、専門家派遣、助成制度など具体的支援策の検討や利用促進を図るべきと考えます。働き盛り世代の健康づくり参加を促すためにも企業との協働が不可欠と考えます。

第13条の財政措置については努力義務にとどまっていますが、健康づくり施策は医療費抑制につながる投資です。予算の見える化と優先的な配分により、条例が実効性あるものとなるよう求めます。

また、健康づくりは保健福祉部門だけではなく、教育、産業、都市整備など、多分野にわたります。庁内横断的な推進体制の整備により、一体的な施策展開を図ることが重要です。

本条例は理念を示すものですが、この理念こそが今後の施策の羅針盤となります。条例制定を契機に、市民一人一人が健康を意識し、地域全体で支え合う文化が醸成されることを期待し、本議案に賛成いたします。

○委員【大山学議員】　　まず、健康で安心して暮らせることは、全ての市民の願いであり、望むところでもあります。本条例は理念条例ではありますが、その第一歩となるべきものであります。具体的施策展開が重要であるというのは、前段の審査でも多くの委員が質疑をしてまいりました。ぜひ実効性のある計画、施策展開をお願いして、賛成の意見といたします。

以上です。

○委員【安藤玄一議員】　　議案第66号に対して、賛成の立場から意見を述べます。

本条例案は、少子高齢化が進展する中、市民一人一人が生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康文化都市の実現を目指し、市、事業者、地域団体等の責務と役割を明確化するものであり、その基本理念には深く賛同いたします。特に、歯と口腔の健康づくりを独立させ、オーラルフレイル予防への注力を明確にした点は、健康寿命の延伸に直結する施策として評価いたします。

しかしながら、条例という理念が現場の実情を無視した負担へと転嫁されることは避けなければなりません。質疑を通して確認された点を踏まえ、今後の運用について以下の3点を要望いたします。

1、学校現場における教職員の負担軽減と子どもの安全確保の徹底。質疑において、フッ化物洗口事業について、本条例は、事業推進を意図して制定するものではないとの答弁がありました。今後、仮に学校保健施策が検討される局面があったとしても、教育の場である学校において教職員に医療的な責任や過度な業務負担を強いるべきではありません。また、薬剤の使用など、子どもたちの身体にリスクが生じる施策については、安全性を最優先し、極めて慎重な判断を行うよう要望します。

2、公教育の中立性の堅持。食育等の健康教育という名目で営利企業が学校現場に入り込み、特定の商品やサービスの宣伝活動を行う懸念について確認しました。市からは懸念していないとしつつも、確認された場合には適切な対応を講じるとの回答を得ました。学校現場が企業の営利活動に利用されることのないよう、市として毅然とした態度で監視、指導を行うことを求めます。

3、PDCAサイクルによる実効性の担保。本条例が単なる精神的な機運の醸成にとどまらず、市民の健康増進や医療費適正化にどう寄与したのか、客観的なデータに基づき検証可能な体制を構築していただくよう要望します。

かつて本市は健康寿命県内ナンバーワンという高い目標を掲げましたが、その実現には至らなかったという経緯があります。健康文化都市の実現もまた美しいスローガンや機運の醸成だけでなし得るものではありません。過去の教訓を生かし、本条例が真に市民の健康と命を守る実効性あるものとして運用されることを強く期待し、本議案に対する賛成意見といたします。

○委員長【荻野貴文議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【荻野貴文議員】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

---

午前10時46分 再開

議 題 議案第 6 7 号 伊勢原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

結 果 可 決

○委員長【荻野貴文議員】 それでは、再開します。

次に、「議案第 6 7 号、伊勢原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

本案については、本会議の際、細部にわたって説明がされていますので、直ちに質疑に入ります。なお、発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、発言は簡潔明瞭に、質疑項目が多い場合には 3 項目程度に区切ってお願いいたします。

○委員【大山学議員】 それでは、議案第 6 7 号について、順次質疑をしていきます。

本会議場の質疑では、利用料は 1 時間当たり 3 0 0 円を想定するという答弁がありました。利用料算定の根拠をお伺いいたします。

さらに、通常保育利用者の時間当たりの平均利用料との均衡性について、また、市民への周知方法、手続の方法についてを伺います。

それから、第 1 7 条の第 5 号において、保育者から受領する費用の種類、理由及びその額とありますが、利用料想定 3 0 0 円の徴収方法、さらに給食費やおやつ代その他必要な費用が生じた場合の対応についてお伺いいたします。

あと 1 点、第 4 条において「最低基準を超えて」とあるが、最低基準についての基準をお伺いいたします。

以上 3 点、よろしくお伺いいたします。

○保育・幼稚園課長【佐藤智一】 それでは、私から順次お答えさせていただきます。

まず、本会議場の場において利用料 3 0 0 円を想定するという点についての御説明でございます。1 時間当たりの利用料 3 0 0 円という金額は、現時点において国から標準額として示されている額になりますが、明確な算定根拠というものは示されてはございません。ただし、利用料と通常の保育料との均衡性という点につきましては、現時点で本市において減免対象者などを除く 2 歳児以下の保育料として御負担いただいている額の平均が月約 4 万 1 0 0 0 円でございます。これを時間単価に換算しますと、最大限の時間内利用した場合で 1 時間当たり約 2 0 0 円となります。本事業の利用形態としては、通常の利用と違い、毎日決まった時間に同じ子どもが利用するというものではなく、給食費等も含まないことなどから、国が示す 1 時間当たり 3 0 0 円の標準額はおおむね妥当ではないかと考えてございます。

続きまして、市民への周知方法、手続の方法等についてでございますが、市民への周知につきましては、条例をお認めいただけました場合は、来年から市ホームページ等を通じて、まず広く実施事業者の募集を行い、事業実施の具体的なめ

どが立ち次第、市ホームページや広報紙、SNS等を活用し、市民の方へ周知を行ってまいりたいと考えております。また、実際に事業を実施する各事業者においても、それぞれ利用者あるいは周辺地域の方に対する周知を行い、ニーズの把握や利用促進を図っていただくものと考えております。

次に、利用手続については、現在、国が全国共通のオンラインシステムを構築しており、利用に必要な一連の手続自体は其中で全て完結できるとの見込みが国から示されていますが、事業の性質上、事前に施設と利用希望者とで面談を行うことが国の実施要綱で定められております。

続きまして、第17条のところで保護者から受領する費用の種類、それから給食費等についてお答えをさせていただきます。まず、徴収方法についてですが、利用料は基本的には保護者が施設に直接お支払いいただき、施設の収入となるものです。利用するたびに、あるいは月単位でまとめてなど、具体的な支払い方法は各施設が設定することとなります。また、こちらの基本の利用料以外の給食費やおやつ代その他については、保護者の同意の上、必要に応じ、施設が実費を徴収することとなります。

続きまして、3点目でございます。第4条に規定する最低基準についてお答えいたします。本条例で定める最低基準については、事業者が本事業を実施する上で最低限満たさなければならない基準であり、基準を満たさない場合は事業を行うことはできません。第4条については、市が地域の状況やニーズに応じて、国の定める最低限の基準にとどまらず、よりよいサービスを提供できるよう、事業者に働きかけることを可能とすることを規定するものでございます。具体的には、支援が必要な子どもへのよりきめ細やかな対応や、定期的な研修機会の充実、あるいは避難訓練の定期的な実施回数の増加などを想定しているところでございます。

以上です。

○委員【大山学議員】 続きまして、第6条第3項において、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するように努めなければならないとありますけれども、具体的にはどのようなことをするのか。第5項では、外部の者による評価を受けるとありますが、この外部の者とは何かを質疑します。

それから、第17条第4号で提供を行う時間並びに提供を行わない日、第6号では利用定員の規定を定めておかなければならないとありますが、定員や提供日、時間は予測ができないのではないかと考えますが、見解を伺います。

第18条では、帳簿を整備とありますが、通常業務の帳簿とは別の帳簿を作成するかどうかを質疑いたします。

以上、まず3点。

○保育・幼稚園課長【佐藤智一】 それでは、第6条から、まず第3項についてお答えいたします。地域社会との交流、それから連携につきましては、一般的に福祉施設や福祉に関連する事業所などはその事業目的や内容等について、利用

者の方はもとより、地域に対しても透明性を確保し、信頼関係を構築することが重要と考えております。本事業を実施する事業所においても、どのような事業を行っているのか、誰が見ても分かるような、地域に開かれた運営を行い、地域との交流を積み重ねることが子どもたちの利益につながるものと考えられ、そうした姿勢を事業者に対し求めるものでございます。

続きまして、第5項、外部の評価についてでございますが、各事業者において第三者評価を受けることを第5項において努力義務として課すものでございます。外部の者としては、神奈川県社会福祉協議会に設置されているかながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証したNPO、公益社団法人、それから株式会社などが一般的に該当してくるものでございます。

続きまして、第17条の第4号と第6号の規定についてお答えいたします。第4号と第6号の規定は、施設は利用可能な定員、つまり、同時に受け入れることができる人数の上限、それから実施する曜日や時間帯の枠をあらかじめ定めておかなければならない旨を規定しているものでございます。現状として、本事業の実施を検討されている認定こども園や幼稚園では、既に未就園児クラスなどの独自の事業を実施しており、まずはその知見等をもって定員や利用時間の設定等をされるものと考えてございます。

3点目、第18条、帳簿の関係でございます。第18条においては、必ずしも専用の帳簿を別に整備していただくことまでは求めておりませんが、本事業での利用料や給付費等の収入、それから、給食の提供状況、また、従事された職員等について、容易に把握可能な台帳等を整備していただくことを想定しております。以上です。

○委員【大山学議員】 それでは、最後にします。第19条において機密保持の規定がありますが、漏えいしたときの対応をどのようにするのか、お伺いいたします。

それから、第21条第3項において、余裕活用型乳児等通園支援事業とありますけれども、本市の想定する事業所はどのようなものなのかを伺います。

さらに、第23条第2項で、乳児等通園支援従事者の数を規定しておりますが、保育所の中では一時的な利用を想定して従事者を確保していくのは現実的ではないと考えますが、見解をお伺いいたします。

○保育・幼稚園課長【佐藤智一】 では、まず、第19条に規定する機密保持についてお答えをさせていただきます。漏えいした情報の内容や、漏えいが故意によるものか、あるいは過失によるものかなどによって対応も変わってくるところであります。仮に利用者の個人情報等が誤って外部に漏れてしまった場合、あるいはそういったおそれがあるような場合は、事業者が個人情報保護委員会に報告し、公表が必要な事案であれば公表を行い、再発防止策を講じるなどの対応をしていくこととなります。また、状況が悪質であるような場合は、今後、整備する規則等に基づき、認可の取消しなどの措置を講じることを想定しております。

続きまして、第21条に規定いたします余裕活用型乳児等通園支援事業の想定

でございます。まず、本事業は、生後6か月から満3歳未満の乳幼児を対象とした事業であるため、満3歳以上の定員に空きがあっても余裕活用型乳児等通園支援事業を実施することはできず、満3歳未満の定員に空きがある必要があります。そのため、定員としてゼロ歳や1歳の枠を設けていない施設で余裕活用型乳児等通園支援事業を実施することは非現実的と捉えています。なお、現時点で把握している余裕活用型乳児等通園支援事業の実施を検討している事業所は、ゼロ歳から3歳までを預かる小規模保育施設1施設のみとなっております。

最後に、第23条の中で規定しております従事者の数に関してでございますが、保育士不足の中でなかなか確保するのは現実的ではないという見解でございますが、御指摘のとおり、通常の保育の実施における保育人材の確保も課題となっております中で、一時的な利用である本事業のために新たな保育士等を確保することはなかなか施設にとっても現実的ではないものと認識をしております。一方で、認定こども園等においては、保育認定の需要は増加基調でありますものの、教育認定の需要が減少し、総児童数も減っているほか、既に実施している未就園児クラスなど独自の事業の枠やノウハウを本事業に充てることで実施しやすい背景や環境があるものと考えてございます。

以上です。

○委員【米谷政久議員】 それでは、私からも議案第67号について質疑をいたします。まず、2点お聞きします。

そもそも待機児童を解消できていない中で、本事業を実施することの必要性や、優先度をどのように考えているのか、伺います。

そして2点目、本事業の市民への周知についてどのように行っていくのか、改めてお伺いします。

以上2点、お願いします。

○保育・幼稚園課長【佐藤智一】 それでは、まず、待機児童が生じている中で本事業を実施することの必要性等についてお答えいたします。

本市におきましても、待機児童が生じている中で本事業を実施することに対し御懸念があることは承知をしております。しかしながら、国は、待機児童の有無に関わらず、令和8年度から本事業を全国で実施するとしております。御指摘のとおり、本市においては令和7年4月時点で16人の待機児童が生じており、その解消に注力すべきとの考えもありますが、本事業は、全ての子どもの育ちを応援することを目的とした子ども本位のものであり、保護者の就労条件など保育の必要性を問わず、全ての子どもたちが健やかに育つことができる環境の提供や、子育て家庭の孤立防止等に寄与するものであり、実施する価値があるものと考えてございます。一方で、本事業を実施するためには、各事業者において保育士等を確保する必要があり、その点は待機児童の解消と共通するものでありますため、本事業の実施と待機児童の解消とに並行して取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、市民への周知について改めてお答えさせていただきます。まずは、

事業者の募集、認可等の手続を進め、具体的な事業実施のめどが立ち次第、市ホームページ、広報紙、SNS等を活用し、広く市民へ周知してまいります。同時に、実際に事業を実施する各施設においても、それぞれの地域において周知を行い、ニーズの把握と利用促進を図っていくものと考えており、市としましても、そうした事業者と連携し、周知の効果を高めていきたいと考えております。加えまして、本事業の周知に当たっては、実施事業者、そして市民に対しても、本事業が全ての子どもの育ちを応援するための子ども本位の制度であるという理念を御理解いただき、その重要性を認識していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○委員【米谷政久議員】 分かりました。それでは、また2点お伺いします。

まず1点、本事業を実施することは事業者にとって負担でもあると考えるが、事業目的の達成のほかに事業者にとってのメリットがあるのか、お伺いいたします。

そして2点目、本会議での答弁において、課題として、市街化調整区域の施設での実施が課題といった答弁があったと思いますが、改めて詳細を伺います。

以上2点、お願いします。

○保育・幼稚園課長【佐藤智一】 では、まず本事業を実施することによる事業者にとってのメリット等についてお答えさせていただきます。事業者にとってのメリットとしましては、本事業の実施を通して、より多くの子どもたちや家庭に事業者独自の体験を提供し、その魅力を伝える機会とすることができれば、さらなる少子化や保育需要の減少が見込まれる中での事業の継続性、また、地域との信頼関係の構築にも寄与する可能性があると思っております。そのような形で、今後、それぞれの施設が地域の子育て拠点としての機能の強化、発揮していくことができれば、子育て世代にとってよりよい住環境が生まれ、地域社会の望ましい循環が生まれるのではないかと期待しているところでございます。

続きまして、市街化調整区域の施設での実施における課題についてお答えをさせていただきます。こちらは令和7年7月に施行された都市計画法施行令等の一部改正によりまして、本事業を実施する施設が市街化調整区域にある場合は、既存の社会福祉施設であっても、県の開発審査会への付議など、都市計画法に基づき本事業を新たな用途として追加するなどの手続が必要となりました。そのため、事業開始の準備に相応の期間を要することが想定されますが、現時点において、県からは認可基準等は示されておらず、市街化調整区域の施設で実施する場合の具体的なスケジュールを立てにくい状況となっております。引き続き、県など関係機関と連携し、円滑に手続が可能となるよう対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員【米谷政久議員】 それでは、最後に2点お伺いします。

利用者の負担について、基本の利用料以外に生じる可能性はあるのか。例えば

給食費などはどのようになるのか、お伺いたします。

そして2点目、第9条において自動車の運行に関する規定がありますが、実際に送迎バスなどを利用する可能性はあるのか、お伺いたします。

以上2点、お願いします。

○保育・幼稚園課長【佐藤智一】　まず、利用者の基本の利用料以外の負担についてお答えさせていただきます。利用者の皆様に御負担いただくのは、基本的には国が示す標準額に基づき、各施設が設定する基本料が主となります。それに加えて、施設の判断や利用形態によっては、給食の提供を希望される場合の給食費やおやつ代などが別途実費として御負担が生じる可能性がございます。ただし、給食費やおやつを含む、これらの別途費用について、提供の有無、そして保護者の皆様に実費を御負担いただくか、あるいは施設側で無償提供とするかなどは各施設がそれぞれの運営方針やサービス内容、利用者のニーズなどを考慮して決定することとなります。

続きまして、第9条に規定する自動車の運行に関連してでございます。バスを利用する可能性があるのかというところでございますが、本事業の利用者はゼロ歳6か月から満3歳未満までを対象としております。そうしますと、一般的に幼稚園等の送迎バスは、安全の面から1人で荷物を持って歩くことができるようになってからとされており、そういった子どもでも園の環境に慣れない中では落ち着いてバスに乗ること自体が難しく、実際にバスでの送迎を行う可能性は低いと考えております。ただし、試行して実施した施設の事例を見ますと、定期利用で慣れてきたらバスの送迎も可能ですとか、イベントの際にバスで移動することがあるといった運用をしている施設もありますので、各施設の実際の事業内容を確認し、安全のための監査、指導等を行っていきたいと考えております。

以上です。

○委員【今野康敏議員】　私からも議案第67号について質疑させていただきます。まず、制度導入の目的、本市としての位置づけについて2点お伺いたします。

1点目に、国の制度の趣旨を踏まえた本市の認識について伺います。本制度は保育所等を利用していない家庭の子どもに対して保育・教育機能の一部を提供し、子育て世帯の孤立防止、発達支援、保護者の多様な就労形態への対応などを目的として創設されると理解しております。本市としてこの制度を導入する意義をどのように認識しているのか、改めてお伺いたします。

2点目に、本市の子育て施策との一体的な位置づけについて伺います。本制度は従来の一時的預かり事業と重複する部分も見受けられます。市として既存事業との重複や整理をどのように行い、体系的にどう位置づけるのか、お伺いたします。これは先日の本会議で同様の質疑があったかと思いますが、改めてお伺いたします。

以上2点、お願いします。

○保育・幼稚園課長【佐藤智一】　では、まず1点目、国の制度の趣旨を踏ま

えた本市の認識についてお答えをさせていただきます。まず、本制度の趣旨として最も特徴的な点は、全ての子どもの育ちを応援するという、子ども本位のものであることと認識をしております。これまでにける子どもに関連する施策や取組の多くは、共働き家庭等への支援や待機児童の解消など、多分に大人目線、大人本位のものでしたが、本制度については、家庭の状況に関係なく、全ての子どもたちがひとしくその権利を保障され、社会の中で健やかに育つことを目指す取組の一環と捉えております。これは令和6年度に策定した伊勢原市こども計画において示す理念である「こどもの育ちをみんなで支え こども・若者の未来をひらく”こどもまんなか”のまち いせはら」と全面的に合致するもので、本制度の導入により制度の目的を達成するとともに、本市において社会全体で子どもの育ちを支える機運の醸成にもつなげていきたいと考えております。

続きまして、2点目、本市の子育て施策との一体的な位置づけについてでございます。まず、一時預かり事業との違いについては、利用に当たって、保護者の就労等による理由を必要とするのかしないのか、また、個別に施設に問い合わせるのか、全国共通のオンラインシステムで利用申込みが可能なのかといった運用上のことや、施設への補助事業なのか、あるいは国縣市からの保護者への給付なのかといった制度上の違いがございます。また、一時預かり事業については、利用できる年齢や時間について上限を定めておらず、必要に応じ柔軟な対応ができること、現状でも一定のニーズや実績があることなど、制度として優位的な部分もあると認識をしております。今後は、一定の時間、子どもを預かるという点において重複する事業が併存することとなりますので、利用者に対して分かりやすい説明や運用を心がけ、それぞれのニーズに適したサービスを提供していくことが重要となると考えております。また、国や、ほか市町村の動向等も注視しながら、本市として子どもの最善の利益につながるよう、組織の縦割りを越え、関連する施策やサービスの最適化に取り組む必要があると認識をしております。

以上でございます。

○委員【今野康敏議員】 続いて、2点お伺いたします。

今回、新たに市の条例を定める理由として、国制度の実施主体が市町村であり、利用対象、事業内容、利用料金設定等について、自治体ごとの規定が求められると伺っています。その中で、法律上、制度上、条例で定めなければならない項目は具体的にどれなのか、お伺いたします。

2点目です。保育士の確保、軽減策についてお伺いたします。制度拡充により現場の負担増が懸念されます。保育士の確保や負担軽減などのため、市はどのような支援策を検討しているのか、お伺いたします。

○保育・幼稚園課長【佐藤智一】 それでは、まず、条例制定の必要性等についてお答えをさせていただきます。本条例は、国の基準である内閣府令に従い、あるいは参酌して、子ども1人当たりに必要な面積や子どもの人数に対して必要な保育士等の人数、また、設備面での条件などを規定するものでございます。基本的には、内閣府令に規定される全ての項目を定める必要がありますが、第6条

第2項の暴力団の排除に関する規定については、本市が独自に追加をするものがございます。

また、利用料金、施設の開所時間、それから利用1回当たりの利用時間などは本条例で定めるものではなく、事業者が独自に定めるものですが、1時間当たりの利用料については一定程度市内で統一することが望ましいと考えており、事業者と調整してまいりたいと考えております。

続きまして、保育士の確保、負担軽減についてお答えをさせていただきます。こちらは御指摘のとおり、本事業の実施に伴い、どうしても現場の負担が生じることと認識をしております。現時点で事業実施を検討しているのは、一部の認定こども園と幼稚園、そして、小規模保育施設の合計4施設となっております。さらに現状として、本制度の実施以前に、保育人材の確保は多くの自治体に共通する喫緊の課題となっており、現在、各施設と率直な意見交換を行い、本市としての具体的な対応策を検討しているところでございます。その方向性としましては、例えば預かりに当たって特別な配慮を要する子どもへの対応の支援や関連機関との連携強化による保育士の負担軽減、専門性の向上などに取り組み、保育士が魅力的な職場環境の中で安心して長く働き続けられるための仕組みづくりなどに取り組みたいと考えております。

以上です。

○委員【今野康敏議員】 続いて、3点お伺いいたします。

市の財政の影響についてお伺いいたします。国は交付金を措置するとしていますが、本制度導入に当たり、市の財政負担はどの程度になると見込んでいるのか、また、制度の持続可能性についてどのように評価しているのか、お伺いいたします。

続いて、制度の質の確保と安全対策についてお伺いいたします。頻度や時間の設定によっては、施設運営や子どもの環境に影響する可能性があります。市は保育の質を確保するために、施設にどのような基準や指導を行う方針なのか、お伺いいたします。

最後に、利用者への周知、相談支援についてお伺いいたします。本制度は単なる預かりでなく、子育て支援の入り口としての機能も期待されております。子育て世代包括支援センターとの連携をどのように想定しているのか、お伺いいたします。

○保育・幼稚園課長【佐藤智一】 それでは、まず、市財政への影響等についてお答えをさせていただきます。本制度を令和8年度から給付制度として運用するに当たり、現時点で国から示されている内容は、給付額のうち、国が4分の3、県が8分の1、そして市が8分の1を負担することとなっております。市の財政負担は、国が示す方法により推算したニーズに基づいて算出したしておりまして、令和8年度では約220万円と見込んでございます。現状としましては、正確な需要と供給量をはかることは難しい状況ですが、新しい制度でありますため、持続可能な制度としていくためには、財政負担に加え、実際に制度を運用していく

中で、使いやすさ、効果、課題など、様々な面について検証し、改善を重ねていくことが不可欠と考えてございます。

続きまして、制度の質の確保と安全対策についてお答えをさせていただきます。本事業については、基本的に子どもたちにとっては園の環境に慣れない状態で利用することとなり、保育士等にとっても、日頃接する機会が少ない子どもを預かることとなりますので、保育の質や安全性を確保していくことが極めて重要と認識をしております。そのため、本条例に定める基準を確実に満たすよう運営を行うよう求めることはもとより、今後、監査の実施に関する規則等を定め、立入り監査を行うなどして、問題があれば指導し、改善が見込めない場合は事業の認可を取り消すなどの対応をしていく方針としております。

続きまして、利用者への周知相談支援、それから、子育て世代包括支援センター等との連携についてお答えをさせていただきます。本制度については、保護者にとって利用のハードルが低いということが特徴の一つであり、議員御指摘のとおり、本制度の利用をきっかけに、必要に応じて、子どもの特性や家庭の状況に応じた、ほかの様々なサービスや支援へとつながる入り口になるものと認識をしております。現状におきましても、保育所や幼稚園等の利用を通して、子どもの発達や虐待防止等のための支援へとつながるケースもございますが、本制度につきましても、事業を実施する施設や子ども家庭センターとも連携をとりながら、必要な支援につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員【川添康大議員】 それでは、私からも幾つか質疑させていただきます。

まず、この制度について初回面談が義務化されるのか。

2点目に、障がい児や医療的ケア児の利用は可能なのか。また、事業所の判断で排除される可能性がないのか。

3点目に、子どもの発達の保障や人権保障、安全の保障上、これまでの一時預かり等と比べて後退にならないか。まず、3点お願いします。

○保育・幼稚園課長【佐藤智一】 それでは、まず、初回面談についてお答えをさせていただきます。本制度の利用に当たりましては、国の要綱において、利用者と施設が面談を行うこととされており、利用を希望する施設ごとに初回面談を行っていただく必要があります。面談をせずに利用することはできないため、事実上の義務と捉えております。

続きまして、障がい児や医療的ケア児の利用についてお答えいたします。施設側で対応可能な看護師等がいる場合や、障がいサービス等を御利用いただき、たんの吸引、導尿などができる方の帯同が可能な場合は利用も可能と考えますが、状況に応じた個別の判断となってしまう面があるのが実情と考えております。全ての子どもの権利を保障する観点からは、当然ながら、様々な状況の子どもが利用できる制度であるべきと考えており、施設側の受入れ体制の強化のほか、本事業は、条例に定める基準を満たせば実施することができますので、障がいのある子どもを受け入れる施設や、療育や児童発達支援機関にも拡大できるよう、取り

組んでまいりたいと考えております。

また、その上で事業者の判断で排除される可能性はないのかというところですが、利用者と施設とで初回の面談を行いますので、そこで例えば特別なケアが必要となる場合などで、施設の設備や体制では安全を確保できないおそれがあるようなときは、施設から利用者にもその旨を説明していただくということになります。安全性やサービスの内容について、施設と利用者の双方が合意、納得の上で利用していただくことが前提と考えており、いかに多様な子どもからのニーズに対する受皿を確保していくかが課題と考えてございます。

続きまして、3点目、子どもの発達の保障、人権保障、安全保障等の面から、一時預かり事業と比べて後退にならないかという点についてお答えをいたします。一時預かり事業と比較いたしますと、本制度は子ども本位の制度であり、利用に当たって理由を必要としないため、利用のハードルが低いという違いがありますが、一時預かりについても利用できる年齢や時間の上限がなく、必要に応じ柔軟な対応ができるといった部分で優位性がございます。本制度は、既存の制度に加えて新たにスタートする制度であるため、実際に制度を運用していく中で、使いやすさ、効果、課題など様々な面で改善を重ね、子どもの権利の保障を後退させないように取り組むことが重要と考えております。

以上です。

○委員【川添康大議員】 さらに3点伺います。

今回の制度は事業者と利用者の直接契約であり、市町村の責務の後退にならないのかについて1点。

2点目に、この制度の政府の役割は、こども誰でも通園ではなくて、保育がどこの企業も参入できる仕組みにしたいことが透けて見えます。国は、多様な事業主体、例えば無認可施設も自治体の独自判断でと説明していますが、このことについて市の方針について伺います。

3点目に、対象施設についても基準を満たしていれば、施設類型は問わないとしていますが、保育事業の経験のない営利企業でも施設の基準を満たせば参入可能とされています。可能な限り営利企業の参入を認めないことや、認可に当たっては、営利企業などは特に基準について厳格に保育の質をしっかりと確認することを求めますが、この点について市の考えを伺います。

○保育・幼稚園課長【佐藤智一】 それでは、まず1点目、事業者と利用者の直接契約である点についてお答えをさせていただきます。御指摘のとおり、本制度の利用については、国は、事業者と利用者の直接契約としております。ただし、本制度の認可権者は市でございまして、監査等も実施してまいりますので、そうした立場から自治体としての責務を果たしていきたいと考えております。

続きまして、政府の思惑でございまして、そちらに対する市の認識、方針についてお答えをさせていただきます。まず、本市としましては、この乳児等通園支援事業の目的はあくまで全ての子どもの育ちを応援し、全ての子育て家庭を支援することであると認識をしております。国の基本的な方針として、既存の認可施設

に加え、多様な事業主体が保育の担い手となり得る可能性を示していることは承知をしております。しかしながら、本市がこの事業を進める上で最も重視しているのは、子どもたちが安全で健やかに成長できる環境が保障されることとでございます。そのため、多様な事業主体が参入すること自体を否定するものではありませんが、本市として保育の質や安全性が担保されるため、本条例に定める基準を確実に満たすよう確認を行っていく方針としております。単に事業主体の多様性を追求するのではなく、子どもたちの健やかな成長と安全な居場所を確保することを最優先とし、あくまで子どものための制度という本質を見失うことなく、慎重かつ着実に事業を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、3点目、営利企業の参入に対する市の考えについてお答えをさせていただきます。本制度については株式会社など営利企業も参入可能ですが、事業の実施に当たっては子どもの人数に応じた保育士等の配置が必要であり、現実的には完全に異業種の企業等が直ちに本事業に参入してくる可能性は低いのではないかと考えております。一方で、既に保育所等を運営している会社や保育人材等の派遣会社、また、企業内託児等を実施している会社などは参入してくる可能性もあると考えますが、一定の実績やノウハウを現時点で有しているものと考えております。したがって、現時点で営利企業のみ基準を厳格化することなどは考えておりませんが、本制度を運用していく中で、本市として、制度本来の目的や趣旨に沿った運営はできているのか、十分に注意を払い、必要があれば、基準の見直し等も行い、保育の質の確保、ひいては子どもの権利の保障に努めていきたいと考えております。

以上です。

○委員【川添康大議員】 では、その点で施設面だけではなくて、経験豊かな保育士が確保できるかどうか確認することも必須と考えますが、市の方針について伺います。

次に、事業所によっては、一時預かりの事業と合同で預かる場所も多く見られると考えますが、保育士をそれぞれの基準に基づいて配置できる状況にあるのかについて。

もう1点が現場の保育士さんについてですが、保育士不足による過重労働の深刻さ、また、子どものふだんの様子分からないまま預かるリスクが大きいこと、けがや事故が起こらないようにするための苦勞の声も上がっており、到底受入れが困難だという方もいますが、現場からの声は聞いているのか。また、どういった声が出ているのか。また、職員の負担感や緊張感などに配慮した検討が必要と考えますが、市の対応策について考えているのか、伺います。

○保育・幼稚園課長【佐藤智一】 では、まず1点目、経験豊かな保育士が確保できるかどうか、その確認について市の方針について、お答えをさせていただきます。本制度の実施に当たりましては、保育士に限らず、事業の実施主体やその設置者が児童福祉や幼児教育に精通し、また、本制度の趣旨や目的について深く理解するとともに、経験や実績を兼ね備えていることが望ましいと考えており

ます。こうした点については、国は判断の基準を示しておらず、明確に線を引くことは難しいところではありますが、実際に事業者の認可を行う上で十分に留意すべき点としていきたいと考えてございます。

続きまして、2点目、一時預かり事業と本事業を合同で実施する場合の基準等の考え方についてお答えをさせていただきます。現時点において人手不足に加え、恐らくは1つの園で類似する面が大きい事業を併存させることの煩雑さなどから、一時預かり事業を実施している施設からは、本制度の実施の意向は聞いていない状況でございます。ただし、今後、議員御指摘のとおり、本制度と一時預かり事業とを合同で実施する可能性も考えられます。その場合は、それぞれの基準を満たしながら、同じサービスを違う制度の枠を適用して実施するような形となりますが、現時点においてはそうした可能性は低いものと考えてございます。

続きまして、3点目、保育士の負担、それから保育士の声といったところについてお答えをさせていただきます。現在、現場の保育士からは、制度の種類を問わず、園に不慣れな子どもを安全に預かることの大変さに加えて、本制度の場合は、利用する子どもや家庭に関する気づきなど、オンラインシステムを通して事業者間で共有される様々な情報を記録する必要があり、それが負担となるなどの意見も聞いております。そもそも時代の変化に伴う子どもや家庭の多様化により保育士の負担は増していると考えておきまして、保育士の確保と併せて、預かりに当たって特別な配慮を要する子どもへの対応の支援や関連機関との連携強化により保育士の負担軽減等に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○委員【川添康大議員】 最後、3点伺います。今回の利用方法についてですが、定期利用と自由利用がありますが、自由利用については、スマホのアプリで空き状況を見て、その都度空いている園や時間にスマホから直接申し込む仕組みが検討されていますが、本市の対応状況についてどうなっているのか。

また、2点目に、このような自由利用では乳児期の子どもの発達にとって重要な特定の大人との関わりや情緒的な絆を育むことが困難になるのではないかと考えますが、この点についていかがか。

あと最後、保育施設における死亡事故は預け始めが非常に多いことから、毎回違う施設に預けることが重大事故のリスクに子どもたちをさらすことにならないのかについて伺います。

○保育・幼稚園課長【佐藤智一】 それでは、まず、本事業におけるスマホ等からの利用方法について、本市の対応状況等をお答えさせていただきます。まず、日々の利用の流れとしては、国が本制度のために構築する全国共通のオンラインシステムにおいて施設が予約状況をリアルタイムに更新し、利用者はスマホなどから空いている枠があることを確認した上で、オンラインで予約を申し込むことが可能となるという形となっております。本市としても、こうしたシステムは、保護者、施設、そして行政にとっても利便性の向上や負担軽減の面で有効なものと考えており、使いやすいシステムが確実に構築されることを望んでいるところ

でございます。現時点では、具体的な操作などは行えませんが、状況を注視してまいります。

続きまして、自由に利用できることによって大人との情緒的な絆を育むことが困難になるのではないかという御質問でございます。その点につきましても、御指摘のとおり、これは一時預かり事業とも共通するところではございますが、部分的、断続的に利用する方法となると、子どもが環境に慣れにくく、かえって疲れてしまうということが考えられます。したがって、本事業の実施に当たっては、単なる託児ではなく、子どもの情緒や社会性を育む制度としての観点も踏まえて、各施設における実施方法等を設定していただくよう施設に働きかけていきたいと考えております。

続きまして、3点目、重大事故のリスク等についてお答えをさせていただきます。本制度においては、利用する子どもの疾病、障がい、アレルギーなど、配慮が必要な事柄をオンラインシステムに登録し、事業者間で共有する方針が国から示されています。しかしながら、御指摘のとおり、幾つもの施設を渡り歩くような利用の仕方は子どもにとって望ましくないものと考えます。各家庭の考え方などもあろうかとは思いますが、そういった形での利用は避けていただくよう制度の案内や施設との面談等の機会を通しまして、周知、理解を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長【荻野貴文議員】 ほかに。（「なし」の声あり）なしと認めて、質疑を終結します。

それでは、本案についての意見等をお願いいたします。

○委員【米谷政久議員】 それでは、議案第67号「伊勢原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」意見を述べます。

本条例案につきまして、本事業の目的や趣旨、そして、これらを踏まえ本市が取り組むべき課題であることを理解いたしました。特に本事業が、こども誰でも通園という、まさに子どもの目線に立った、全ての子どもたちの健やかな育ちを応援するという姿勢を明確にしている点を高く評価します。未曾有の人口減少局面へと突入する今後の社会において、子どもの権利を保障し、子どもたちの育ちを社会全体で支えるという本制度の構築は、本市の未来に向けて重要な意味を持つと認識しています。

一方で、本市においては、長年の課題である待機児童問題、そしてその根底にある保育人材の不足が本事業の実施にも影響を及ぼす可能性は否定できません。また、本当に子どものための、子ども本位の事業として実効性のあるものとなり得るのかといった懸念や課題も少なくないことは承知しています。

しかしながら、これらの課題は本事業の意義を減じるものではなく、むしろ我々がこれから真摯に向き合い、解決に向けて継続的に取り組んでいかなければならず、重要な要素であると捉えています。本事業の実施に当たっては、そうした課題の確実な解消に向けた取組を継続していただくことと並行して、本事業が

真に子どもの権利を保障することにつながり、本市の未来を育む全ての子どもたちが夢を抱き、希望に満ちた未来を描ける社会の実現に寄与するものとなることを強く期待するものです。

以上の理由から、本条例が本市の子どもたちの未来を開く大きな一歩となることを願って、本条例の制定に対し、賛成の意見といたします。

以上です。

○委員【今野康敏議員】 議案第67号について賛成の意見を述べさせていただきます。

「こども誰でも通園制度」と呼ばれる乳児等通園支援事業は、家庭で子育てを行う保護者に対して専門的な支援を提供する重要な事業であります。

まず第1に、本制度は全ての子どもが発達段階に応じた質の高い支援を受けられる環境を整えるものであり、子ども家庭支援の理念に沿った極めて重要な施策であります。現在、保育所等を利用してない家庭においては、育児不安の高まりや孤立の問題が指摘されており、乳幼児期の発達を見守りながら必要な相談や支援につなげる仕組みが求められております。この誰でも通園制度はこうした家庭に対し、専門職が関わりながら子どもと保護者を支える場を提供するものであります。

第2に本制度は、早期発見・早期支援の観点からも極めて有効であると考えます。子どもの発達に関する気づきが遅れることで、後の支援が大きな負担になるケースが少なくありません。定期的な通園により、専門職が子どもの様子を継続的に把握し、必要に応じて適切な機関と連携できる体制が整うことは、子どもにとっても保護者にとっても大きな安心につながると考えます。

第3に本制度は、保護者の育児負担の軽減、そして地域全体で子育てを支える基盤づくりにも貢献します。人口減少が進む中、子育てしやすい環境づくりは地域の持続可能性にも直結する重要な課題であり、本制度はその解決の一助となるものであると考えます。とりわけ乳児期は、発達の基盤が形成される極めて重要な時期であり、保護者が安心して相談、利用できる環境が整備されていることが欠かせません。本条例の制定によって、設備と運営に関する基準が明確化されることは事業の質を確保し、子どもたちの安全安心を高めることにつながると考えます。さらに、基準の法的明確化は事業者間のサービス格差を縮小し、どの家庭でも一定水準以上の支援を受けられる体制を整える上で大変意義があると考えます。

さらに、保護者の孤立防止や育児不安の軽減にも寄与し、地域の子育て支援を総合的に評価する効果が期待されます。本条例の制定は、本市の子どもと保護者双方の福祉の向上に資するものであり、地域全体で子育てを支える社会の実現に向けた重要な一歩と考えます。

以上の理由から、本条例の制定に賛成の意見といたします。

○委員【川添康大議員】 それでは、議案第67号について反対の立場から意見を述べます。

本条例は、いわゆるこども誰でも通園制度を実施するための基準を定めるものですが、子どもの発達保障、安全保障、保育の質の維持という観点から看過できない重大な問題を含んでいます。

第1に、子どもの発達保障上の懸念です。本事業では自由利用としてスマートフォンアプリで空き状況を確認し、その都度異なる施設に申し込む仕組みが想定されています。しかし、乳幼児の子どもの健全な発達には、特定の大人との継続的な関わりや情緒的な絆の形成が不可欠です。毎回異なる施設、異なる保育所に預けられることは、子どもの愛着形成に深刻な影響を及ぼす可能性があります。これは保育学の基本原則に反するものであり、子どもの最善の利益を損なうと言わざるを得ません。

第2に、安全確保上の重大なリスクです。保育施設における死亡事故は預け始めの時期に集中して発生しています。子どものふだんの様子や健康状態、個別の特性を十分に把握できないまま受け入れることは事故のリスクを著しく高めます。現場の保育士からも、「子どものふだんの様子が分からないまま預かるリスクは大きい」「けがや事故が起こらないようにするための苦労が増える」という切実な声が上がっています。毎回異なる施設を利用する自由利用方式は、子どもたちを重大事故のリスクにさらすものであり、容認できません。

第3に、保育の質の低下の懸念です。本事業では、保育士の有資格者配置が半数でいいとされ、保育士以外の人材活用も認められています。保育士不足が深刻化する中、複数の事業を同時に実施する施設において、それぞれの基準に基づいた適切な保育士配置が本当に可能なのか疑問です。現場からは過重労働の深刻さを訴える声も上がっており、職員の負担増が保育の質の低下を招くおそれがあります。

第4に、営利企業参入による質の担保の不安です。国は多様な事業主体の参入を促しており、保育事業の経験のない営利企業でも施設基準を満たせば参入可能とされています。しかし、保育は単なるサービス業ではなく、子どもの命と育ちを預かる専門性の高い事業です。経験豊かな保育士の確保、保育理念の共有、継続的な保育の質の向上など、施設面の基準だけでは測れない要素が極めて重要です。営利追求を第一とする企業の安易な参入を認めることは、保育の商品化につながりかねません。

第5に、市町村の責務後退への懸念です。本事業は事業者と利用者の直接契約となっており、市町村の関与が後退します。障がい児や医療的ケア児の受入れについても、事業所の判断で排除される可能性も否定できません。全ての子どもの保育を受ける権利を保障するという自治体の責務が形骸化するおそれがあります。

第6に、真のニーズへの対応という点での疑問です。市として新たな制度を性急に導入するよりも、まず現行制度の充実と保育士の処遇改善による人材確保こそが優先されるべきです。本事業の背景には保育を成長産業と位置づけ、多様な企業の参入を促すという政府の思惑が透けて見えます。しかし、子どもの育ちは経済効率で測られるべきものではありません。子どもの発達保障、安全確保、保

育の質の維持という保育の基本原則を守る立場から、本議案に反対の意見とします。

○委員【安藤玄一議員】 議案第67号に賛成の立場から意見を述べます。

本条例案は、いわゆるこども誰でも通園制度の本格実施に向け、国が定める基準を参酌しつつ、本市の事業の設備及び運営に関する基準を定めるものであり、就労要件を問わず、全ての家庭が安心して子育てできる環境整備への大きな一歩となります。特に内閣府令に基づく基準に加え、本市独自に暴力団の排除を事業者の一般原則として第6条に追加規定した点は、福祉事業としての規律と児童の安全を守るためのリスク管理として適切な判断であると考えます。

一方で、週1回や月数回といった不定期かつ柔軟な利用を前提としており、これを受け入れる保育現場の負担や安全管理のリスクは、通常の保育とは異なる次元の難しさがあります。よって、制度の実効性と持続可能性を担保するため、以下の3点について要望します。

1、安全計画の実効性確保と不慣れな児童への配慮について。たまに通園する乳児は環境変化に弱く、SIDS、いわゆる乳幼児突然死症候群等のリスクも高まります。第8条に規定される安全計画については、形式的な策定にとどまらず、事前面談の確実な実施や情報共有など、不定期利用者特有のリスクを十分に想定した安全管理体制の徹底を市として事業者に促すこと。

2、DXによる利用者利便性の向上と現場負担軽減について。1時間単位等で柔軟に利用が可能という制度のメリットを最大化するためには、アナログな電話予約では限界があります。答弁にあった国のオンライン予約システムの導入に当たっては、保護者の利便性向上と施設側の事務負担軽減が確実に図られるよう、市として丁寧な運用支援と周知を行うこと。

3、事業者の参入促進と財政的支援の検討について。保育士不足が深刻な中、事業者が一般型や余裕活用型に積極的に取り組めるよう、国の給付費のみに頼ることなく、実勢コストに見合った市独自の支援や、現場職員への処遇改善に配慮すること。本条例の制定により、孤立しがちな子育て家庭が地域社会とつながり、全ての子どもたちが健やかに成長できる選ばれるまち伊勢原の実現につながることを強く期待し、賛成の意見といたします。

○委員長【荻野貴文議員】 ほかに発言はありますか。（「なし」の声あり）

これより採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長【荻野貴文議員】 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、議案の審査は終了いたしました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 4 5 分      休憩

---

午前 1 1 時 5 4 分      再開

議 題 陳情第14号 安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、全てのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引上げを求める陳情

結 果 不採択

○委員長【荻野貴文議員】 それでは、再開します。

「陳情第14号、安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、全てのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引上げを求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【越水崇史議員】 それでは、「陳情第14号・安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、全てのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引上げを求める陳情」について、反対の立場から意見を申し上げます。

まず、医療・介護現場で働くケア労働者の処遇改善が喫緊の課題であり、人材確保、職員確保の難しさ、厳しさが続いていることは私も強く認識しています。賃金水準も低いなど報道もされています。人材流出の一因となっている現状は見逃すべきではありません。この点で、処遇改善という方向性に異論はないんです。しかしながら、本陳情が求める施策は、財源の裏づけが大丈夫だろうかと思うこともあります。国、自治体、国民への負担の影響が甚大となることから賛成することができません。

まず、診療報酬、介護報酬を一律10%以上引き上げるという点についてですが、診療報酬総計は全国で約48兆円とされており、仮に10%引き上げれば数兆円規模の財源が新たに必要になるんだろうと思いました。高齢化に伴う医療・介護費の自然増が続く中、これほどの大幅改定を一举に行えば、制度の持続可能性に重大な影響があるんじゃないかなろうかとも思うわけです。

次に、賃上げを全部公費で支援すると書かれている点にも大きな問題があるのではなかろうか。事業所の経営状況や賃金水準は様々でありまして、一律の公費投入では必ずしも職員の賃上げにつながるとは思わない。実際、これまでの各種加算でも、必ずしも現場に届いていないという指摘が繰り返されてきました。大規模な財源投入の前に、賃上げが確実に届く仕組みだったり重点化の在り方を見直すことも大事ではなかろうか。

さらに本陳情では、医療、介護、障害福祉の各報酬改定を前倒しで一斉に引き上げを求めています。しかし、これらの制度は財源構造も運営実態も異なっていて、同じタイミングで10%以上の大幅改定を求めるのは、制度の特性や自治体負担を十分に踏まえた要望なのだろうか。持続的な処遇改善を行うためには、国民負担とバランスを考慮した段階的な、かつ計画的な改革が必要だと思っています。

繰り返しになりますけれども、ケア労働者の処遇改善は重要だと思っています。しかし、その実現には、財源の持続可能性だったり賃上げが確実に届く仕組み、支援の重点化が必要であって、本陳情のように一律大幅に引上げ、しかも全額公費負担を求めるという方法は現実的でなく適切ではないだろう。

以上の理由から、本陳情には賛成できず、反対を表明します。

○委員【米谷政久議員】 それでは、私からも陳情第14号について意見を述べさせていただきます。

本陳情では、医療・介護・障害福祉分野で働く方々の賃上げと人員確保のため、2026年度の報酬改定において、全てのサービスについて10%以上の引上げを国に求めることが提案されています。現場の厳しい状況や人材不足については私も十分理解しており、処遇改善や働きやすい環境づくりが重要である点には異論はありません。しかしながら、一律に10%以上という大幅な引上げを現時点で国に要望することについては、幾つか慎重に考えるべき点があると考えます。

まず、国は2024年度に医療報酬、介護報酬ともに過去最大規模の賃上げ措置を実施したばかりであり、その効果の検証がまだ始まった段階です。さらに、国全体の財政状況は厳しく、子育て支援など優先度の高い政策分野が並行して進んでいる中で、追加で10%以上という大幅改定が行われる可能性は高いとは言えません。

また、報酬改定は、サービスの種類や地域状況、事業者の経営実態を踏まえ、細やかな調整の下で行われるものです。全分野を横並びで10%以上増額するという方法は、制度の運用方針ともややそぐわない面があるように感じます。仮に国が大幅改定を行った場合には、介護保険料の上昇や自治体負担の増加といった形で、結果として地域住民にも影響を及ぼすことにも配慮が必要です。

加えて人材確保には、賃金の改善だけではなく、業務負担の軽減やICTの活用、働きやすい環境づくりなど多角的な取組が効果的であると国も示しています。報酬引上げのみ重点を置くのではなく、こうした総合的な施策と併せて進めていくことが、持続可能な制度のためには必要だと考えます。

以上の理由から、現状では一律10%以上の引上げを国に求めることについては賛同いたしかねます。今後も国の動向を注視しながら、地域の医療、介護、福祉が安定して提供されるよう、現場の声を丁寧に受け止めつつ、より実効性のある改善策を検討していくことが必要だと考えますので、本陳情は不採択といたします。

以上です。

○委員【今野康敏議員】 陳情第14号について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

まず、医療、介護の現場で働く皆様の処遇改善は極めて重要な課題であり、陳情の問題意識は深く理解するところであります。その上で、国において既に医療・介護分野の賃上げや処遇改善に向けた制度見直しが進行しており、次期改定に向けた議論も始まっております。こうした国の動きは全国的な制度として大き

な影響を持つものであり、改善が着実に検討されている段階にあります。

具体には、政府は去る11月21日、介護職などの賃金を2026年から月1万円引き上げる方針を決めました。物価高騰への対応を柱とする総合経済対策の一つとして、通常3年ごとに改定される介護報酬について、賃金に関する内容を臨時改定します。これは、従来介護報酬の次の改定は2027年度を予定していましたが、今回の改定により、1年前倒しして臨時改定が行われることとなります。

そのため、報酬10%以上という具体的な数値を掲げて国に求めるよりも、まずは国の議論の行方を見守りつつ、必要な場面で意見を伝えていくほうがより現実的で効果的でないかと考えております。特に一律の引上げ幅については、財源や制度全体との兼ね合いなど慎重に検討されるべき要素が多いことから、現時点で固定の数値を求める形で採択することには迷いがあるところでもあります。

国の制度改正を踏まえつつ、地域の実情に応じた支援や環境整備を進めていくことが重要であると考えておりますが、今回の陳情につきましては、国の動きと重なる部分が大きく、今この段階で採択する必要性は必ずしも高くないと判断し、本陳情の採択に反対の意見といたします。

○委員【川添康大議員】 それでは、本陳情に賛成の立場から意見を述べます。

政府は、2024年度の診療報酬・介護報酬改定で、ベースアップ評価料、新介護加算など、賃上げを名目とした施策を打ち出しました。しかし、実態はどうでしょうか。2025年春闘の結果、医療・介護施設の賃上げは、平均2.07%、月額5772円にとどまっています。一方、民間主要企業の賃上げは5.52%、月額1万8629円、その3分の1にすぎない水準です。もともとケア労働者の賃金は全産業平均より低く、賞与額も民間主要企業の半分程度しかありません。そこに物価高騰が追い打ちをかけ、今年は賞与をさらに引き下げざるを得ない医療・介護事業所が続出しています。

この国の医療、介護を支えてきた人たちが、なぜここまで待遇で置き去りにされ続けているのでしょうか。政府はケア労働者の処遇改善は必要だと言いながら、実態にふさわしい支援をしていません。陳情者が指摘するように、ケア労働者が全産業平均との格差を埋め、物価高騰に負けない賃金を実現するには、月額5万円以上の賃上げが必要です。しかし、現在のケア評価料では、賃上げの原資となる診療報酬引上げ率は僅か0.61%、これでは現場の賃上げに回す余裕はほとんど生まれません。賞与や事業継続に必要な経費を踏まえれば、医療・介護報酬は最低でも10%以上の引上げが必要不可欠です。

今、医療・介護事業所の中には運営そのものが立ち行かず、このままでは倒産、事業所閉鎖を余儀なくされるところが増えていきます。これは地域の医療・介護インフラそのものの危機です。地域住民の命と生活を守るためにも、政府が緊急支援を拡充し、報酬の大幅引上げを実施することが不可欠です。

また、一部の職種、一部の事業所のみを対象とする加算方式では、誰が上がるのか、誰が対象外なのかという分断が生まれます。ケアの現場では、医師、看護

師、介護職員、調理、清掃、事務など全ての職員が連携して初めて成り立つものです。職種間の差別や分断を持ち込むのではなく、全てのケア労働者を対象とした公費による賃上げこそ必要だと考えます。よって、本陳情に賛成の意見とします。

○委員【安藤玄一議員】 陳情第14号に反対の立場から意見を述べます。

本陳情にある医療・介護従事者の賃金水準が他産業に比べて低く、人材確保が危機的状況にあるという指摘は紛れもない事実であり、処遇改善は喫緊の課題です。しかし、その解決策として提示された全額公費による一律10%以上の報酬引上げは現実的ではありません。医療、介護は社会全体で支え合う保険制度であり、特定の財源のみに頼ることは制度の根幹を揺るがします。

また、数兆円規模と言われる財源確保の議論を抜きにして、安易に大幅な引上げを求めることは、結果として市民生活に重い負担を強いることになりかねません。現場で働くケア労働者の皆様の処遇改善を国に求めていく姿勢に変わりはありませんが、本陳情が求める手法は持続可能な制度設計とは言えないと考えます。よって、本陳情については不採択とさせていただきます。

○委員長【荻野貴文議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【荻野貴文議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

議 題 陳情第15号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の  
実現を求める陳情

結 果 不採択

○委員長【荻野貴文議員】 次に、「陳情第15号、夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【大山学議員】 それでは、陳情第15号について反対の立場から意見を申し上げます。

陳情の趣旨である医療、介護の安全確保そのものは理解するところですが、しかし、本陳情が求める内容は、現状の国の制度設計や財源状況を踏まえると実現可能性に乏しく、結果として地域医療、介護体制に逆効果となりかねないと考えます。

1、医師、看護師、介護職員の配置基準の見直し、人員確保のための賃上げ支援を求めています。国は現在、段階的に処遇改善を進めており、介護職員等のベースアップ加算も始まっております。また、単純に配置基準を上げれば、必要な人員を確保できない医療・介護機関の撤退や、中小の医療機関が基準を満たせず閉鎖するおそれがあります。結果として、地域の提供体制が逆に縮小することが懸念されます。人材がそもそも確保できない中で基準だけを引き上げるのは、制度として現実的ではありません。

2、夜勤交替制労働の改善を目的に夜勤規制を求めています。特に中小規模の病院や介護施設で夜勤の人数や回数を一律に制限すれば、運営できなくなる施設が発生する可能性があります。国も現在、2024年度診療報酬改定以降、労働環境改善を段階的に進めています。あくまで医療現場の実態に応じて段階的に改善する方針であり、この陳情のように、規制強化は現場の実態と乖離しており、夜間体制の縮小や救急受入れの減少を招き、市民の安心安全を逆に損ないかねません。

3、感染症や災害対策として公立・公的病院の拡充を求めています。国は近年、医療機関の分化、連携による再編統合を進めており、地域医療構想の枠組みでは、役割分担、効率化、人員配置の適正化が重要視されており、単純な拡充が国の方針というわけではありません。感染症対策についても、感染症危機管理統括庁が整備され、自治体には拡充より連携強化が求められております。

4、患者・利用負担の軽減については、負担軽減は重要と考えていますが、国は既に高額医療制度、介護保険の低所得者軽減措置が実施されております。

以上の理由から、本陳情の趣旨は理解するところではありますが、実効性、財政面、国の制度との整合性の観点から賛成できません。よって、本陳情は不採択といたします。

以上です。

○委員【米谷政久議員】 それでは、私からも陳情第15号について意見を述べます。

本陳情では、人員配置基準の見直しに加え、大幅な賃上げ支援、夜勤体制の抜本改善、公立・公的病院や保健所の拡充、さらに患者負担の軽減など多岐にわたる要望が示されています。医療、介護の現場が厳しい状況に置かれていることや、職員の確保が重要である点については私も十分理解しております。しかしながら、今回の要望内容には、国全体の制度改正や大幅な財政措置を伴うものが多く、現在の国の方針や財政状況を踏まえると、全てを一度に実現することは現実的とは言えません。特に賃上げや人員増、病院や保健所の拡充は、長期的な財源確保や人材確保の見通しが不可欠であり、国に包括的な要望を行うには慎重さが必要だと考えます。

また、夜勤体制の改善や公衆衛生行政の強化については、国において既に検討や施策が進められており、その効果や課題を見極めた上で進めていくことが大切だと考えます。患者負担の軽減も重要な点ではありますが、公費負担を大きく広げれば将来世代への負担にもつながりかねません。

以上の点から、陳情に示された項目をそのまま国に求めることについては賛同いたしかねます。国の動向を注視しつつ、地域の実情に応じた現実的な改善策を検討していくことが必要だと考えますので、本陳情は不採択といたします。

以上です。

○委員【今野康敏議員】 陳情第15号につきまして、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

まず、本陳情の趣旨である医療・介護従事者の負担軽減と利用者の安全確保につきましては、私もその重要性を十分に理解しております。しかしながら、提案されている夜勤規制の強化と大幅な人員増員をこの段階で採択することには慎重であるべきと考えます。

その理由の第1点目は、人材確保の実現性が極めて低い点であります。医療・介護分野は、全国的に深刻な人手不足が続いております。こうした中で夜勤規制を一律に強化すれば、必要なシフトが組めず、診療時間の縮小や入所受入れの制限など、地域の医療・介護サービスに支障が生じるおそれがあります。

2点目に、財政負担の問題です。大幅な増員を前提とする規制強化は、人件費や施設運営費の増加を招き、財政に長期的な重荷となります。限られた予算の中で、ほかの福祉施策や教育、インフラ整備とのバランスを失う可能性があることは看過できません。

3点目に、一律の規制は多様な施設運営の実態にそぐわないという点であります。医療、介護の現場は、規模も役割も地域事情も大きく異なります。画一的な夜勤規制を適用することで、小規模施設の運営がかえって困難になり、地域の医療・介護提供体制を弱める結果にもなりかねないと考えます。

また、夜勤負担の軽減には、業務分担の見直しやICTの活用、職場環境の改

善など、規制以外の方法も多く存在すると考えます。これらの取組を進めず、規制のみを先行されることは適切ではないと考えます。

以上の理由から、現時点で本陳情を採択することは、地域の医療・介護体制に大きな影響を与える可能性があり、時期尚早であることから本陳情の採択には反対といたします。

○委員【川添康大議員】 それでは、陳情第15号に賛成の立場で意見を述べます。

人間の生体リズムに反する夜間労働は、心身へ重大な負荷を与えることが科学的に繰り返し示されています。特に日本の医療・介護現場で常態化している16時間以上の夜勤は世界でも異常な長さです。国際労働機関（ILO）は看護職員条約、夜業条約において、1日の労働時間は8時間以内、時間外を含めても12時間以内と国際基準を定め、夜勤は有害業務として保護を求めています。諸外国ではこれらに沿った規制と保護措置が講じられていますが、日本では逆に長時間夜勤が拡大し続けています。これは働く人の健康を脅かすだけでなく、患者、利用者の安全性にも直結する重大な問題です。

なぜ16時間夜勤が当たり前になってしまうのか、その最大の原因は慢性的な人員不足です。しかし今、看護や介護職員の離職が増え、入職は減少しています。その背景には、他産業の3分の1程度しかない賃上げ額、賞与は主要企業の半分程度、過重な夜勤や危険な労働環境など、ケア労働者の待遇の低さがあります。つまり、人員不足を解決するには処遇改善は避けて通れません。さきの陳情でも触れられていたとおり、ケア労働者の待遇の改善は急務です。医療、介護は国民生活に不可欠な社会インフラです。その体制を維持することは、国の明確な責務です。

本陳情では、医師、看護師、介護職員の配置基準の抜本見直し、増員と賃上げの支援、夜勤交替制労働の抜本改善、公立・公的病院と保健所の拡充、患者、利用者負担の軽減という現場が求めている極めて妥当な内容が示されています。特に夜勤の改善は人員配置の見直しと表裏一体であり、安全安心の医療、介護を実現するためには不可欠です。また、新たな感染症や災害時の医療提供体制を維持するには、公立・公的病院の強化、保健所体制の拡充が欠かせません。これはコロナ禍で痛感された教訓でもあります。利用者にとっての安全性は、働く人の労働環境が守られてこそ実現できます。長時間夜勤の放置、人員不足の放置は、医療、介護の質そのものを損ないます。本陳情で示された項目はいずれも地域医療と介護の維持に不可欠であり、国に対して強く求めていくべき内容と考えます。

よって、本陳情に賛成の意見とします。

○委員【安藤玄一議員】 陳情第15号について反対の立場から意見を述べます。

本陳情にある医療・介護現場における長時間労働や夜勤業務の負担が限界にきているという現状については認識しており、最前線で市民の命を支える皆様の健康を守ることは極めて重要であると考えております。しかしながら、本陳情が求

める具体的な解決策については、現実的な運用や地域医療体制への影響を鑑み、以下の3点の理由から賛成することはできません。

1、一律の夜勤規制がもたらす現場への影響です。陳情では、法令による厳格な時間規制を求めています。緊急医療や24時間の見守りが必要な現場において、人員確保のめどが立たないまま一律に規制を強化すれば、必要な医療・介護サービスの縮小や緊急受入れの制限など、地域医療の停滞を招く懸念があります。まずは、ICTやAI等の技術活用による業務効率化、タスクシェアリングによる負担軽減など、現場が運用可能な現実的な環境整備を先行させるべきです。

2、公立・公的病院の拡充という方向性についてです。地域医療の充実は不可欠ですが、それは公立病院の規模拡大のみで解決するものではありません。現在、本市を含め多くの地域では、公立と民間が適切に役割分担を行い、限られた医療資源を効率的に活用する連携体制の構築を進めています。民間の活力を生かしながら、地域全体で医療機能を維持・強化していく流れこそが重要であり、公的部門の拡大のみを求める主張は、現在の地域医療構想との整合性が取れません。

3、患者・医療者負担の軽減について。将来にわたり持続可能な社会保障制度を維持するためには、現役世代の過度な負担集中を避け、世代間での公平な負担の分かち合いが不可欠です。財源の裏づけなく負担軽減のみを求めることは、結果として制度そのものの存続を危うくしかねません。

以上の理由により、医療・介護従事者の働き方改革は、現場の実態に即した持続可能な手段で進めるべきであり、直ちに一律の規制や公的拡充を求める本陳情については不採択といたします。

○委員長【荻野貴文議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【荻野貴文議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

議 題 陳情第16号 介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求め  
る陳情

結 果 採 択

○委員長【荻野貴文議員】 次に、「陳情第16号、介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【越水崇史議員】 それでは、陳情第16号、介護保険制度の抜本改善及び介護職員の大幅な処遇改善を求める本陳情については賛成の立場で意見申し上げます。

日頃から感じることはありませんが、現在の介護現場は深刻な人材不足に直面しており、外国の方の就労を進めている事業所も存在しています。職員不足、その最大の要因は、介護職は高い専門性と責任を伴うにもかかわらず、ほかの産業と比較して賃金が低く、離職率も高い状態が続いておるようです。この状況を放置すれば、地域の介護サービスの質と量の維持が困難となって、結果として高齢者やその家族の生活を脅かすことは明らかです。そして、制度そのものの持続可能性の観点からも改革が必要かと思えます。

高齢化が進んでいて、介護ニーズは増加していますが、現行制度はその需要に十分対応できているのでしょうか。利用者負担をどうするかとか、事業者の経営難、現場職員の負担増など構造的な問題が複合的に絡んでいて、1つの事業所だけで課題を解決できるなんて状況じゃなさそうです。これらを抜本的に見直し、持続可能で安定した介護保険制度を構築することは、自治体にとっても国にとっても喫緊の課題かと思えます。

以上の理由から、本陳情が目指す介護保険制度の抜本的な見直しと介護職員の大幅な処遇改善は、地域社会の持続可能性と福祉向上のために不可欠であると考えます。よって、本陳情に賛成いたします。

○委員【米谷政久議員】 それでは、私も陳情第16号について意見を述べさせていただきます。

本陳情では、介護保険の利用料の負担の見直し、報酬の大幅な改善、人員配置基準の引上げ、国費負担割合の増額など、多岐にわたる要望が示されています。介護現場の厳しさや、利用者、御家族の負担が重くなっている状況は十分理解しており、持続可能な介護提供体制を守ることの重要性についても共感するところではあります。

しかしながら、今回の要望項目には、国の制度体制に大きく影響する内容や巨額の財源を必要とする提案が多く含まれており、現在の国の方針や財政状況を踏まえると、全てを一度に実現することは現実的とは言えません。特に利用料負担の縮小や報酬、賃金の大幅引上げ、人員配置基準の拡大などは、国の審議会でも

慎重に議論されている最中であり、一括して要望するには時期尚早と考えます。

また、介護保険制度は高齢化の進展に伴い、制度維持のための負担構造そのものが大きな課題になっており、安易に公費負担を拡大すれば、将来世代や現役世代への負担増につながりかねません。制度の持続性を確保しつつ改善を進めるためには、国の検討状況を丁寧に見極めることが不可欠です。

以上の理由から、本陳情に示された内容を現段階でそのまま国に要望することには慎重な姿勢を取らざるを得ません。国の議論の進展や制度改革の方向性を丁寧に見極めながら、地域としてできる現実的な取組を進めていくことが適切であると考えますので、本陳情は不採択といたします。

○委員【今野康敏議員】 陳情第16号について反対の立場から意見を述べさせていただきます。

まず本陳情は、介護保険制度見直しの全般に対して、ほぼ全面的に反対の姿勢を示しております。しかしながら、急速に進む高齢化の下で介護給付費が増え続ける現状を踏まえれば、制度の持続可能性を確保するための一定の見直しは避けて通れません。利用者の負担能力に応じた負担の調整や、軽度者の総合事業への移行など、将来世代に過度な負担を残さないためにも必要な措置であり、一律に否定すべきものではありません。

次に、介護従事者の待遇改善について、本陳情では、全額国庫負担による大幅な賃金引上げを求めています。しかし、国の財政状況を見れば、介護分野だけを特例的に全額国庫負担とすることは現実的ではありません。処遇改善の重要性は十分理解しますが、財源の議論を欠いたままの要望は、制度運営の安定性を損ないかねません。持続可能な財源をどのように確保するのか、その視点が欠けている点を指摘せざるを得ません。

また、本陳情では、利用料や保険料、さらには居住費や食費まで負担の軽減を求めています。しかし、負担を大幅に引き下げれば給付費はさらに拡大し、結果として制度全体の財政を圧迫することになります。必要なサービスを提供するためには、利用者、保険者、事業者がそれぞれ適切に負担を分かち合い、給付と負担のバランスを保つことが不可欠であります。

さらに、サービス充実や人員配置基準の引上げなども提案されていますが、これらは新たな財源と人材確保が伴って初めて実現可能となるものであります。現行制度の合理的な見直しを否定しつつ、給付や基準のみを大幅に引き上げる主張は、残念ながら現実的な提案とは言えません。介護の質を守り、必要な介護を必要な方に届けることは大切です。しかし、そのためには持続可能な制度を維持するという視点を欠かすことはできません。本陳情は、給付の拡大と負担の軽減を同時に求めながらも、必要な財源の裏づけに一切触れておらず、制度の長期的な安定性という観点で大きな課題があります。

以上の理由により、本陳情の採択に反対する意見といたします。

○委員【川添康大議員】 それでは、陳情第16号について賛成の立場で意見を述べます。

介護保険制度が始まって25年、本来、社会全体で介護を支え、家族介護の苦しさを軽減することが目的だった制度は、いまや利用料、居住費、食費の負担が重く、必要な介護を諦める方が増える状況にあります。介護離職は年間10万人、家族を見るために仕事を失う、これは社会として異常な事態です。2024年の介護事業所の倒産、休廃業が784件と過去最多となり、中でも訪問介護は基本報酬の引下げが直撃し、事業撤退が相次いでいます。訪問介護事業所がゼロになった自治体まで出ており、これはもはや制度の機能不全と言わざるを得ません。住み慣れた地域で暮らし続けるための要となる訪問介護が失われることは、高齢者の生活の尊厳を脅かす重大な問題です。

政府は2026年度に介護職員が25万人不足すると見込んでいますが、有効な対策は打たれていません。賃金格差を拡大し、全産業平均と比べた月額差は6万9000円から8万3000円とさらに広がりました。これでは、若い世代が介護の仕事に飛び込むはずがありません。そして、人手不足は利用者のサービス削減や長時間労働を生み、さらに離職を加速させます。悪循環を断ち切るためには、さきの陳情でも述べたとおり、抜本的な賃金引上げと人員配置の改善が不可欠です。

介護サービスへのアクセスが限界を迎えている今、政府が進めようとしているのは、利用料2割負担の対象拡大、ケアプランの有料化、要介護1・2の生活援助の保険給付外しという、さらなる負担増とサービス縮小です。これでは負担に耐えられない高齢者が介護を受けられなくなり、重度化、医療費増、本人と家族の生活破綻という悪循環が加速します。制度の後退を食い止め、必要なときに必要な介護を受けられる社会に立て直すことが求められています。

本陳情は、以下を求めています。負担増サービス削減の見直しを行わないこと、訪問介護の報酬引下げ撤回と介護報酬全体の底上げ、全額国庫負担による賃金引上げと人員配置改善、介護保険料、利用料、居住費等の負担軽減と制度の抜本見直し、これらはどれも現場の声を的確に反映した極めて妥当な内容です。

介護は、憲法第25条が保障する生存権に関わる社会の根幹です。財源を理由に必要な介護を切り捨てることは許されません。国が責任を持って財政投入を強化し、介護保険制度を持続可能で人間らしい制度へ再構築することを強く求めます。

よって、本陳情に賛成の意見といたします。

○委員【安藤玄一議員】 陳情第16号に賛成の意見を述べます。

先ほどの陳情審査において、財源の裏づけを欠いた一律の公費負担等については、制度の持続可能性の観点から反対の立場を取りました。しかし、本陳情が指摘する2024年度介護報酬改定による弊害と利用控えを招く制度変更への危惧については、地域医療・介護の現場を守る自治体の立場として看過できない事実が含まれており、以下の2点の理由から賛成いたします。

第一に、訪問介護事業の危機的状況が地域のセーフティネットを脅かしている点。本年の介護報酬改定において、訪問介護の基本報酬が引き下げられた影響

は深刻です。陳情にあるとおり、介護事業者の倒産、休廃業が過去最多ペースで推移している事実は、単なる民間企業の淘汰でなく、高齢者が地域で暮らすための生活インフラが崩壊しつつあることを示唆しています。地域包括ケアシステムの要である訪問介護が立ち行かなくなれば、本市においても在宅生活の継続が困難となり、結果として施設や病院への負荷が増大することは明白です。この点における是正措置は急務であると考えます。

第二に、利用者の負担増や給付外しが重度化予防の観点から逆効果である点。現在、国で議論されているケアプランの有料化や要介護1・2の総合事業への移行（保険給付外し）は、必要なサービスの利用控えを招き、結果として利用者の重度化を早める懸念があります。これは、介護保険制度が目指す自立支援、重度化予防の理念に逆行するものであり、長期的な視点で見れば、かえって社会保障費の増大を招く本末転倒な議論と言わざるを得ません。

以上の理由から、本陳情が求める訪問介護の報酬引下げの撤回や利用制限につながる制度改悪の中止という点については、現場の実態に即した正当な主張であると考えます。国に対し、制度の持続可能性と現場の存続を両立させる責任ある対応を強く求める立場から、本陳情については賛成いたします。

○委員長【荻野貴文議員】　ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長【荻野貴文議員】　挙手多数。よって、本件は採択することに決定いたしました。

議 題 陳情第19号 伊勢原市内の小・中・高・特別支援学校における  
「いじめ」をなくす取組に関する陳情

結 果 不採択

○委員長【荻野貴文議員】 次に、「陳情第19号、伊勢原市内の小・中・高・特別支援学校における「いじめ」をなくす取組に関する陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【大山学議員】 それでは、陳情第19号について意見を述べます。

平成25年度、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、以下のとおり定義をされております。いじめとは、「児童生徒に対し、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含まれます）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」としております。なお、起こった場所は学校の内外を問わないと定義をされております。

集団生活を送るに当たり、どの国、どの世代、どの集団でも起こり得るものではありますが、特に学校現場では、いじめを小さな芽のうちに認知し、適切に指導し、解決につなげる処置を講じなければならないことは言うまでもありません。

そこで本陳情内容を見ると、1、いじめの認知件数を自治体のホームページで公開すること、2、目標数値を設定し公開、地域住民と共有すること、3、地域住民と協力して、その目標を達成する努力をすることとあります。本市の現状を見ると、教育委員会が本市の小中学校を対象に、伊勢原市児童生徒の問題行動・不登校等調査を行って、暴力行為の発生件数、いじめの認知件数、不登校児童生徒数を毎年調査し、結果を公表しております。

また、いじめ等はとてもデリケートな問題を含み、プライバシー保護の観点からも地域住民と問題を共有することは、逆に児童生徒の人権を侵害するおそれが生じるものと考えます。

以上の観点から、本陳情は不採択すべきものいたします。

以上です。

○委員【米谷政久議員】 それでは、私からも陳情第19号について意見を述べます。

本陳情では、市内の学校におけるいじめ認知件数を月・年ごとに公表し、さらに数値目標を設定して、地域で共有することが提案されています。いじめ問題の深刻さや、地域で子どもを見守る体制の重要性については十分理解しており、その趣旨自体は共感できるものです。しかしながら、いじめの件数の公表や情報提供の在り方については、こども家庭庁が既に全国的な集計、分析を毎年公表して

おり、国として一定の基準と公開方法を示している状況です。

いじめは、個人情報との関係が非常に敏感であり、自治体や学校ごとの詳細な数値を公表することは、かえって子どもや学校関係者の特定につながるおそれがあると国も注意喚起しています。また、数値目標を設定するという提案についても、国の専門家会議では、いじめはゼロを目標にするべきものではなく、早期発見・早期対応が重要であるという考えが示されています。件数が増えることは認知が進んだ結果であり、数値の増減だけで評価をすることには慎重さが必要とされています。

こうした国の方針や制度上の配慮を踏まえると、自治体独自に詳細な数値を月次で公表したり、件数に関する目標を設定したりすることには課題が多いと考えます。公表によって、学校、御家庭への不要な圧力がかかる可能性や、件数の増減が本質的な問題解決につながらない点も無視できません。そのため、いじめをなくすための取組は重要であるものの、本陳情にある数値の月次公表や数値目標の設定を現段階でそのまま求めることには慎重な判断が必要と考えます。国の示す方向性を踏まえながら、学校、家庭、地域での見守り体制づくりや早期対応を中心に取組を強化していくことが適切であると考えます。

以上のことから、本陳情は不採択といたします。

以上です。

○委員【今野康敏議員】 本陳情は、子どもたちを守りたいという思いから出された陳情であり、その趣旨には深く共感いたします。しかしながら、提案された方法については慎重になるべき点があると考え、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

いじめの件数は、学校がしっかり子どもの声を拾い上げれば、自然と増えることがあります。逆に件数を少なく見せようとする、細かなサインを見落とす結果にもつながりかねません。月ごとに公開し、数値目標を課すことは、結果として件数を減らすために認知そのものを控えるといった誤った方向に現場を追い込む可能性もあります。これは決して望ましい姿とは言えません。

いじめには、友人関係の行き違いや家庭環境、心の状態など、非常に複雑な背景があります。件数だけを目標化してしまうと、学校の本来の役割である一人一人に寄り添う丁寧な対応が見えにくくなってしまいます。増減だけで学校の取組を評価するのではなく、内容の深い検証や支援の実効性に目を向けていくことが必要と考えます。

地域の皆様と一緒に子どもを守る姿勢は非常に大切です。しかし、数値目標という形で共有しますと、学校が目標を達成しなければならないというプレッシャーを強く感じたり、子どもたち自身が過度な緊張を抱えてしまうことも懸念されます。安心して相談できる環境づくりのためには、失敗やトラブルを隠さずに話せる雰囲気が必要であり、数値化がその妨げにならないよう慎重に考える必要があります。

いじめの認知件数は、文部科学省や県教育委員会によって既に公表されていま

す。市独自で月次の数値を出すことは、学校間の比較や誤解を招く可能性があり、保護者や地域の不安につながることも考えられます。情報公開は大切ですが、扱い方には細心の注意が必要です。いじめの問題を少しでも減らしたいというお気持ちは、私たち議員も学校も地域も同じであると考えます。だからこそ数値目標に頼るのではなく、子どもたちが安心して相談できる環境づくりや、学校と家庭、地域が無理なく協力できる仕組みを丁寧に進めていくことが大切と考えます。

以上の理由から、本陳情の採択に対しての反対の意見といたします。

○委員【川添康大議員】 それでは、陳情第19号に反対の立場から意見を述べます。

本陳情は、各自治体の小中高、特別支援学校における月間・年間いじめの認知件数を自治体ホームページで公開すること、その数値から数値目標を設定し、ホームページで公開し、地域住民と共有すること、地域住民と協力してその目標を達成する努力をすることなどを求めたものです。まず、本陳情の根本的問題点について3点述べます。

1つ目に、数値目標設定は本末転倒だということです。最も重大な問題は、いじめ認知件数に削減目標を設定することです。文部科学省が推進する積極的認知の方針は、ささいな事案も含め、早期に認知し対応することを目指しています。認知件数が多いことは、学校が適切に問題を把握している証拠でもあります。削減目標を設定すれば、学校現場に認知件数を減らさなければという圧力がかかり、本来認知すべき事案が報告されなくなります。結果として、いじめの潜在化、深刻化を招き、最悪の事態につながりかねません。

2つ目に、プライバシー侵害の危険性があるということです。月間データを公開すれば、重大事案が発生した月は数値が跳ね上がります。学校数の少ない地域では該当校が容易に特定され、被害者・加害者双方のプライバシーが侵害されます。陳情者は簡単に特定されないと主張していますが、これは現実を無視しています。地域の詮索や臆測により、当事者への2次被害は避けられません。子どもたちのプライバシー保護は問題解決の大前提であり、軽視することはできません。

3つ目に、科学的根拠が欠如していることです。陳情者は、数値を公開すれば地域住民が意識を持つようになる主張していますが、これは単なる推測にすぎません。数値公開がいじめ減少につながるという科学的根拠は一切示されていません。むしろ自治体間、学校間の比較により、数値が少ないほうがいい学校という誤った評価が定着し、逆効果となる危険性のほうが高いと言えます。よって、本陳情が実施された場合、以下の弊害が予想されます。

1、学校が数値を気にして報告を控えるようになり、早期発見・早期対応という最も重要な取組が機能しなくなる。

2、数値による評価を恐れ、教職員が本来の教育活動に専念できなくなる。

3、数値から学校、当事者が推測され、地域の詮索によりさらなる苦痛を強いられる。

4、数字をよく見せることが目的化し、本来の子どもたちを守ることに二の次

になる。

さらに、陳情者主張の問題点として、1つに陳情者は家庭での道徳教育不足が一番の原因としていますが、いじめの背景には、発達特性、集団力学、社会環境など複雑で多様な要因があります。単純化し過ぎた見方であり、科学的にも教育学的にも適切ではありません。

2つに、主役はあくまで地域住民という主張は、いじめ対応に必要な教育学、心理学、社会学などの専門性を完全に無視しています。複雑な教育課題は、専門家による適切な介入と学校、家庭、地域の連携によって対応すべきものです。

3つに、陳情者は問題解決よりも特定されないことを優先するのは間違いと主張していますが、プライバシー保護と問題解決は対立するものではありません。当事者の人権を守ることこそが、適切な問題解決の大前提です。いじめ問題の解決は、全ての関係者の願いです。しかし、善意から出た提案であっても、実施すれば重大な弊害を生む可能性がある場合、それを指摘することが必要です。数値の見える化という表面的な対応ではなく、専門的知見に基づいた実効性ある支援体制の構築こそが真のいじめ対策につながります。なお、いじめ対策の取組状況について、適切な形で情報公開と説明責任は必要です。ただし、それは生の認知件数データの公開ではなく、取組内容、成果、課題などをプライバシーに配慮した形で報告することであると考えます。

以上の理由から、本陳情に反対いたします。

○委員【安藤玄一議員】 陳情第19号に反対の立場から意見を述べます。

本陳情は、いじめの認知件数を学校種別ごとに公開し、数値目標を設定して、その減少を目指すことを求めるものです。いじめという卑劣な行為を根絶し、子どもたちの尊厳を守りたいという陳情者の切実な思いには私も深く共感いたします。しかしながら、提示された手法は、現在のいじめ対策のスタンダードである積極的認知の理念と矛盾するばかりか、かえって事態を悪化させるリスクを抱えており、以下の3点を述べさせていただきます。

第一に、本市の権限が及ばない事項を含んでいる点です。陳情には対象として高等学校が含まれておりますが、県立高校等は神奈川県在所管であり、伊勢原市教育委員会の指揮監督権は及びません。議決機関である市議会が所管外の組織に対して数値目標や公表を義務づけることは、地方自治の制度上不可能であり、妥当性を欠いています。

第二に、認知件数の減少目標がいじめの潜在化を招く極めて危険なインセンティブになる点です。現在の国の基本方針は、軽微なトラブルであっても広く拾い上げ、早期に対応する積極的認知を求めています。したがって、初期段階では認知件数が増えることこそが健全な学校運営の証左でもあります。ここで逆に件数を減らすことを目標にしてしまえば、現場にはいじめはなかったことにする、あるいは認知件数としてカウントしないという、いわゆるいじめ隠しへの圧力が働くこととなります。これは、子どものSOSを握り潰すことと同義であり、認めるわけにはいきません。

第三に、学校ごとの詳細データ公開がもたらすレッテル貼りの弊害です。月単位、学校単位の件数公表は、小規模校や特別支援学級においては個人の特定につながるリスクを排除できません。さらに、数字だけが独り歩きすることで、あの学校はいじめが多いといった風評被害やレッテル貼りが生じ、そこで学ぶ児童生徒の心理的安全性が脅かされる懸念があります。必要なのは、数字の公開による監視ではなく、現場が萎縮せずにいじめに向き合える環境整備です。

以上の理由から、いじめ根絶という目的は共有するものの、本陳情が求める数値目標による管理という手法は教育行政に混乱を招き、子どもたちの利益を損なうリスクがあると考えられることから、不採択とさせていただきます。

○委員長【荻野貴文議員】 ほかに発言ありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

○委員長【荻野貴文議員】 挙手なし。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

議 題 陳情第24号 国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求め  
る陳情

陳情第25号 神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出  
を求める陳情

結 果 不採択

○委員長【荻野貴文議員】 次に、「陳情第24号、国に私学助成の拡充を求め  
る意見書の提出を求める陳情」及び「陳情第25号、神奈川県に私学助成の拡  
充を求める意見書の提出を求める陳情」の2件を一括議題といたします。

2件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおり  
です。

それでは、2件についての意見等をお願いいたします。

○委員【越水崇史議員】 それでは、陳情第24号、陳情第25号について、  
それぞれ反対の立場から意見を述べさせていただきます。

国においては、既に就学支援金の所得制限撤廃や支給額の拡大など、私学支援  
の強化が進んでおります。こうした国主導の制度拡充が続く中で、県がさらに独  
自に経常費の補助や授業料補助を上積みすれば、県財政に大きな恒常的負担が生  
じ、将来世代にわたって財政の持続可能性を損ないかねません。慎重な判断が求  
められると考えます。

次に、公立との公平性の観点から考えます。本県の大多数の児童生徒は公立学  
校に通っています。国、県の授業料補助が進んだことで、私立と公立の授業料負  
担の差は既に大きく縮小しました。確かに、私立には依然として家庭ごとの負担  
差が残りますが、その一方で、私立には施設、設備、独自の教育プログラム、手  
厚い進路指導、ブランド力など、選択することで得られる明確なメリットがあり  
ます。こうした付加価値としての差があるにもかかわらず、私学への助成だけを  
さらに手厚くすることは、公立に通う家庭に新たな不公平感を生じさせ、県全体  
の教育の公平性を損なうのではないかと。

また、教員配置の議論にも影響します。私立の支援が拡大する一方で、公立学  
校側からも、教員を増やしてほしい、環境整備を進めてほしいという要望が強く、  
県独自財源の偏った投入はバランスを欠きかねません。

さらに、少子化に伴う私立学校の経営不安への対応として、補助金の拡大だけ  
が最適解とは言えないことも指摘しておきたいと思います。本当に公費の投入が  
必要な層に届いているのか、高所得層にまで一律に補助することが税金の使い方  
として妥当なのか、私立を選択する家庭は、教育内容、ブランドなど高い価値を  
求めていることも多く、そこにまで公費を重点投入することはコストパフォーマンス  
の観点から適切なんだろうか。

私自身の経験としても、当時、多くの家庭にとって私立はより高い価値を求め  
る選択肢、あるいは公立が合わなかった場合の選択肢という位置づけでした。現  
在もその構図は大きく変わってないんだろうと感じています。なお、県内では、

県立トップ校が私立を上回る実績を上げている例も多く、必ずしも高い教育イコール私立とは言えません。

最後に、本来、教育費負担軽減は、支援が必要な家庭にこそ重点化されるべきだと考えます。今回の陳情のように、高所得者層も含めて広範囲に助成を広げることは、限られた財源の効率的な活用という原則に照らして妥当とは言えない。

以上の理由から、本陳情に賛成することはできず、反対といたします。

○委員【米谷政久議員】 それでは、私からも陳情第24号、陳情第25号について意見を述べます。

本陳情では、国に対して私学助成のさらなる拡充を求めること、また、神奈川県に対しても、私立高校への経常費補助や授業料補助の増額を求めることが示されています。子どもたちが経済状況に左右されず、教育を受けられる環境を整えることは非常に重要であり、その趣旨には十分理解を示すところです。しかしながら、国、県ともに、既に私立学校に対する支援拡充が段階的に進められつつあります。国では2025年に向けて、高校授業料の無償化範囲が拡大され、補助制度の見直しが行われています。また、神奈川県においても、私立高校の経常費補助や授業料補助が近年増額されており、令和8年度に向けても制度が拡大される方向性が示されています。こうした状況の中で、さらに国や県に対して大幅な助成拡大を一律に求めることは、現時点では慎重な対応が必要だと考えます。私学助成や授業料補助は多額の公費を要する制度であり、国、県ともに財政状況が厳しい中で、どこまで追加の支援が可能かは大きな課題です。補助が拡大すれば、将来的に財源確保や公平性の議論を避けることはできず、一度に大きな拡大を求めることが必ずしも持続可能とは言えません。

また、国の制度改革はまさに進行中であり、その内容が定まる前に要望を加えることは、方向性の不一致を生む可能性があります。県においても、来年度以降の補助水準の見直しが検討されており、国の動きと整合性を取る必要があります。

以上の状況を踏まえると、国と神奈川県に対して、本陳情のとおり包括的かつ大幅な助成拡大を求めることには現時点で賛同いたしかねます。今後の国、県の制度改革の方向性を丁寧に見極めながら、必要な教育支援が着実に行き届くよう、地域としてできる取組を進めていくことが適切であると考えますので、本陳情は不採択といたします。

以上です。

○委員【今野康敏議員】 陳情第24号及び陳情第25号について反対の立場から意見を述べさせていただきます。

本陳情は、公私間の格差の解消を訴えています。しかし、公立、私立には本来異なる役割があり、全ての費用負担を公費で平準化することは制度趣旨と乖離するおそれがあります。私立学校は、建学の精神に基づく独自性と自由度を持つ教育機関である一方、その運営に一定の私的負担が存在することを前提に制度が構築されています。私学助成の拡大のみを特段に求める本陳情は、この役割分担を曖昧にし、結果として公立学校の教育条件整備に必要な財源を圧迫する可能性が

あります。

本陳情では、助成水準の引上げが当然の方向であるかのように述べられていますが、今後の子どもの減少や、国及び県の財政見直しに対する具体的な検討が示されておりません。特に神奈川県は全国有数の人口規模を有しつつも、社会保障費の増大やインフラ老朽化など、将来財政は決して楽観できない状況であります。そのような状況の中で、経常費補助の国基準額到達を求めることは長期的な財政責任を県に課すものであり、その影響は極めて大きいものとなります。

陳情では、東京都の制度を引き合いに出し、所得制限の撤廃や補助額拡大を求めています。しかし、東京都と神奈川県では財政力に大きな差があり、その比較のみをもって助成拡充を求めるのは妥当ではありません。

また、所得制限を撤廃し、私立学校に通う全ての家庭へ補助を拡大すれば、真に支援が必要な低所得世帯への施策重点化が薄れてしまうことが懸念されます。政策は限られた財源の中で、より困難を抱える層を優先するという社会的公正の観点を重視すべきであります。

現在、教育を取り巻く環境は、教員確保、ICT環境整備、また特別支援教育、奨学金制度の改善など多方面にわたります。その中で、私学助成のみを優先的に拡充するという要請は、教育全体の均衡ある発展を損なう可能性もあります。

以上の理由により、陳情第24号及び陳情第25号の採択の反対意見といたします。

○委員【川添康大議員】 それでは、陳情第24号及び陳情第25号について賛成の立場から意見を述べます。

まず、憲法第26条、教育を受ける権利、教育基本法第4条、教育機会均等、子どもの権利条約の理念に基づいた正当な要求であるのが本陳情です。公立、私立という設置形態の違いによって子どもたちの教育機会に経済的格差が生じることは、これらの理念に反すると考えます。

私立学校は全国の高校生の約3割が在籍し、建学の精神に基づく特色ある教育で公教育の重要な一翼を担っています。しかし、私立学校への経常費助成は、公立高校生1人当たり公費支出額3割にとどまっており、公教育を担う以上、この格差は是正されるべきです。3党合意による授業料支援の拡充は歓迎すべき前進ですが、以下の問題点が残されています。

1つ目、2025年度の拡充が今年度限りの新規事業とされ、2026年度以降の継続の安定財源が確保されていないこと。2つ目に、入学金、施設設備費など高額な私費負担が依然として残っています。真の無償化にはこれらの支援拡大が必要です。3つ目に、1975年、私立学校振興助成法成立時の附帯決議、経常費国庫補助2分の1助成は、50年近くたった今も実現されていません。この履行が強く求められます。

現在の支援制度では、授業料以外の費用は基本的に保護者負担となっており、経済的理由から私立高校進学を断念せざるを得ない家庭も少なくありません。学校選択の自由は、経済力のある家庭にのみ保障されているのが現状です。また、

一人一人の子どもに丁寧に向き合うためには、公私を問わず少人数学級の実現と専任教員の増員が必要です。OECD諸国と比較しても、日本の教育予算は低く、教育予算そのものの大幅な増額が不可欠です。

また、神奈川県においても、今年度、私立高校の経常経費は国基準額を達成しましたが、小学校と中学校は依然として国基準に達していません。全国順位は中学校が44都道府県中40位、小学校が34都道府県中30位と、全国最下位水準です。この低い補助額が保護者負担全国最上位クラスという高学費をもたらしています。この間、授業料補助が拡充されたことは評価できますが、補助対象が授業料に限定されているため、生活保護世帯でも負担が残されており、真の負担軽減には、これらへの費用の補助拡大が必要です。

また、東京都では、所得制限なく全ての私立高校生が実質授業料無償であり、私立中学校への授業料補助もあります。さらに東京都から他県の私立高校に通う生徒には授業料補助が出ますが、神奈川県から県外への私立高校に通う生徒に補助はありません。同じ県民でありながら、進学先によって支援の有無が異なることは不公平です。今年度の増額は県民の長年の願いが一步前進したものであり、多くの市町村議会からの意見書提出という後押しの成果です。しかし、1975年の先ほども述べた附帯決議は、半世紀たった今も達成されておらず、保護者負担の軽減は道半ばとなっています。

憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念に基づき、小中学校の経常費補助、国基準額達成、施設設備費等への補助拡大、県外私立高校・私立中学校への補助制度創設、少子化対策の特別措置を求めます。神奈川県が近代私学発祥の地として誇りを取り戻し、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するために、令和8年度予算における私学助成の拡充を求める意見書を県知事に提出することも強く求めます。

以上の理由から、本陳情に賛成いたします。

○委員【安藤玄一議員】 陳情第24号及び陳情第25号について、一括して反対の立場から意見を述べます。

両陳情は、国及び神奈川県に対し、私立学校への経常費助成の増額や入学金、施設設備費を含む保護者負担のさらなる軽減を求めるものです。全ての子どもたちが経済的理由によって学びの選択を閉ざされることなく、希望する教育を受けられる社会を目指すという理念そのものについては共感いたします。しかしながら、両陳情が求める具体的な要望事項については、財源の持続可能性及び公教育と私教育の役割分担という観点から課題が多く、以下の3点の理由により賛成することはできません。

第一に、財政規律と受益者負担の適正性についてです。陳情第24号では、現在進められている国の授業料実質無償化に加え、入学金や施設設備費への補助対象拡大を求めています。また、陳情第25号においても、同様の負担軽減を求めています。しかし、私立学校は建学の精神に基づく独自の教育や、公立にはない充実した施設環境を特色としており、それを選択する以上、授業料以外の施設費

等について一定の負担が生じることは、受益者負担の原則に基づき、やむを得ない側面があります。これら全ての費用をなし崩し的に公費で賄うことは、将来世代への過度な負担転嫁につながりかねず、財政の持続可能性の観点から慎重であるべきです。

第二に、義務教育段階における公私の役割分担です。特に陳情第25号では、私立小中学校への助成拡充を強く求めています。義務教育課程においては、市民の税金によって運営される公立学校が、質の高い教育を無償で提供する受皿として既に整備されています。公立という選択肢が保障されている中で、独自の教育を求めて私立を選択する場合の助成を、公立学校運営への影響や財政バランスを度外視して拡充することは、納税者の理解を得る上で議論の余地があります。

第三に、地域間格差の是正手法と公平性についてです。陳情第25号では、東京都の潤沢な制度を引き合いに出し、神奈川県でも同等の水準や、県外私学へ通学する生徒への補助を求めています。しかし、東京都と本神奈川県では財政力が異なります。隣接しているからといって、一律に同等の施策を求めることは現実的ではありません。また、本県の貴重な財源を、県外の学校法人に通う生徒へ支出することについては、地産地消ならぬ、地域内での教育資源循環の観点からも、県民全体の納得感を得ることは困難です。まずは、県内の公教育及び私学教育の質的向上こそ、限られた財源を集中すべきです。

以上の理由により、教育の充実は重要課題であると認識しつつも、現状の国の改革プロセスや本県の財政状況を鑑みず、性急かつ大幅な公費投入を求める両陳情について不採択といたします。

○委員長【荻野貴文議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより、1件ずつ採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。

まず、「陳情第24号、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【荻野貴文議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、「陳情第25号、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【荻野貴文議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【荻野貴文議員】 御異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。

午後1時9分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和7年12月9日

教育福祉常任委員会  
委員長 荻野貴文